―公募型共同研究による連携講座 2015―

大阪市立大学都市研究プラザ 編



#### 先端的都市研究ブックレットシリーズの刊行に寄せて

本ブックレットシリーズは、大阪市立大学都市研究プラザを拠点として取り 組まれてきた先端的都市研究の成果や、それを踏まえた教育実践の成果を、多 くの人々に共有していただくことを目的として刊行するものである。

都市研究プラザは、大阪市立大学が創設以来蓄積してきた「都市研究」の実績をもとに、2006年4月に開設された。「プラザ」という名称を付したのは、研究者だけではなく、都市において様々なまちづくりの実践に取り組む人々もそこに集い、相互に刺激を与え合い、新たなアイデアを産み出すことができるような「広場」としての役割を果たしていきたいと考えてのことであった。

その後、2007 年度には、文部科学省が、我が国の大学の教育研究機能の一層の充実・強化を図り、世界最高水準の研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援し、もって、国際競争力ある大学づくりを推進することを目的として創設した、グローバル COE プログラムの拠点のひとつに選ばれた。そして、2007年度から 2011年度までの5年間、文部科学省の財政的支援の下に、「文化創造と社会的包摂に向けた都市の再構築」をテーマとする研究拠点形成推進事業に取り組んだ。その成果を受け継いでさらに、2014年度には、文部科学大臣より「共同利用・共同研究拠点」としての認定を受けた。現在は、この認定を踏まえて、「先端的都市研究拠点」という名称を掲げ、全国の関連研究者のコミュニティが都市研究プラザを拠点として、大阪市立大学がこれまで蓄積してきた都市研究の知的リソースや人的・組織的ネットワークを活用し、最先端の都市研究に取り組んでいただけるよう、そのための基盤整備に努めているところである。

その一方で、研究者とまちづくりの実践に取り組む人々がともに集うことができる「広場」でありたいという都市研究プラザ創設の理念もまた、この間一貫して維持されてきた。この理念に基づく研究者とまちづくりの実践者との協働は、大阪市立大学のキャンパスにおいてのみならず、「現場プラザ」と名付けられたサテライト施設においても多彩に展開され、様々な成果を挙げている。また、ソウル、台北、香港、バンコク、ジョクジャカルタ等の海外の諸都市に設立した海外センターや海外オフィスを拠点として、それらの諸都市を基盤として活動する研究者やNPO等との協働にも取り組んでいる。

社会に開かれた「広場」において、まちづくりの実践から学び、その成果を まちづくりの実践へと還元していくような研究を継続していくことこそが、大 阪市立大学都市研究プラザが目指すところである。本ブックレットシリーズの刊行も、そうした目的を実現するための取り組みのひとつである。本ブックレットシリーズが、大阪のみならず全国各地において、まちづくりの実践に活かしていたけたならば、これに優る喜びはない。

大阪市立大学都市研究プラザ所長 阿部 昌樹



本ブックレットシリーズは、文部科学大臣によって認定された「共同利用・共同研究拠点」の一つである大阪市立大学都市研究プラザ「先端的都市研究拠点」における共同研究の成果の一部である。

## 市大都市研究の最前線

### 一公募型共同研究による連携講座 2015-

#### 大阪市立大学都市研究プラザ編

第1章	都市のガバナンス	阿部	昌樹	3
第2章	都市創造性と文化編集の含意 一創造的空間としてのCCS·CHC·AUCー	岡野	浩	10
第3章	ホームレス支援の現場から 日本のセーフティネットを考える	水内	俊雄	19
第4章	市民活動に関心をもつ学生の皆さんへ 一人権研究者のモノローグー	阿久澤	麻理子	25
第5章	グローバル経済下の地域再生 -「中間的社会空間」試論-	穂坂	光彦	31
第6章	コミュニティに根ざした 社会的企業が求められるのはなぜか	水野	有香	40
第7章	まちとエスニックマイノリティ -八尾市のケ <b>ー</b> スから-	鄭	栄鎭	45
第8章	台湾における公的扶助と補完的貧困政策 -台北市を事例に-	中山	徹	51
第9章	生活困窮者自立支援制度の課題	布川 日	日佐史	57
第10章	釜ヶ崎美学学会の立ち上げ ー生きることの尊厳の美をたずさえてー	上田 作	设奈代	63
第11章	たたかう、アート! -LGBTの権利獲得運動とアートの関係を探る-	山田	創平	70

第12章	現代社会におけるアートの位置 -社会包摂型アーツマネジメントの可能性-	中川	眞	76
第13章	都市の社会的包摂/排除に向き合うアートマネジ -横浜市黄金町の事例を通じて-			84
第14章	包摂型アジア都市の実践	全	泓奎	91
【著者紹介】				

#### 第1章 都市のガバナンス

阿部 昌樹

#### 1. 都市とは何か

「都市」という語は、人口密度が高く、第二次産業および第三次産業が優位して いる地域という意味で用いられるのが一般的である。そうした地域は、今日の日本 においては、大阪市や神戸市といった特定の市の区域をはるかに越えて広がってお り、人々の日常的な交流や経済活動との関係では、大阪市や神戸市といった特定の 市の区域は、それほど大きな意味を持たなくなってきている。したがって、社会的・ 経済的活動の単位としての都市と、ここで述べる「ガバナンス」の単位としての都 市とを、区別して考えることが有益である。すなわち、社会的・経済的活動の単位 として見るならば、大阪市の区域を中心として、堺市、東大阪市、豊中市等の区域 は、一体として一つの都市を形成していると考えることができるが、「ガバナンス」 の単位としては、大阪市、堺市、東大阪市、豊中市等はいずれも、他の都市とは区 別される独立した都市である。

ちなみに、「都市」の英訳は"city"であろうと考えがちであるが、厳密には、"city" は「ガバナンス」の単位としての「都市」の英訳であり、単一の都市政府すなわち 自治体によって統治される人的かつ領域的な集合体という意味である。これに対し て、社会的・経済的活動の単位として「都市」の英訳は、"urban area"または"urban space"である。もともと、"city"の語源はラテン語の"civitas"(キヴィタス)、"urban" の語源はラテン語の"urbs"(ウルブス)である。前者は「政治的統一体としての都 市」、後者は「多くの人々が集まっている場所」という意味であった。現代英語には "urban"の名詞形が存在しないため、社会的・経済的活動の単位として「都市」は、 "urban area"または"urban space"と表現されるのである。

#### 2. ガバナンスとは何か

「ガバナンス(governance)」という語は、「統治する」、「管理する」、「制御する」といった訳語があてられることが多い"govern"という語の名詞形であり、「統治」、「管理」、「制御」といったことを意味する。そして、「統治」、「管理」、「制御」といった語はいずれも、あるべき状態を保つことや、あるべき状態を実現することに関わる作用である。したがって、ガバナンスとは、あるべき状態を保つために、あるいは、あるべき状態を実現するためになされる、取り組みの総体であると言うことができる。

そうした意味でのガバナンスの単位としての都市が"city"であることは、先に述べたとおりである。したがって、ガバナンスという語を都市という対象に即して敷衍するならば、都市におけるガバナンスとは、都市住民すなわち都市の区域内に居住する人々に様々な公共サービスを提供し、都市の区域内に秩序を実現するための取り組みの総体を意味する。

なお、ガバナンスの単位としての都市の区域と社会的・経済的活動の単位としての都市の区域とは一致していることが望ましいのか、それとも、ガバナンスの単位としての都市の区域は、社会的・経済的活動の単位として都市の区域より狭くても、あるいは広くてもかまわないのかという問いは、政治学的あるいは行政学的な観点からは、きわめて重要な問いである。ちなみに、市町村の合併は、ガバナンスの単位としての都市の区域を、社会的・経済的活動の単位として都市の区域と可能な限り一致させることを目的として行われることが多いが、そうした目的で行われる市町村合併に対しては、合併を実施したならばガバナンスの単位が大きくなりすぎ、住民にとって都市のガバナンスが疎遠なものになってしまい、都市のガバナンスに住民の意向を反映させることが困難になるといった批判がある。

#### 3. 都市のガバナンスの担い手は誰か

都市のガバナンスとは、都市住民に様々な公共サービスを提供し、都市の区域内 に秩序を実現するための取り組みの総体であるとしたならば、そうした取り組みに 主として従事しているのは、市役所である。しかしながら、市役所による都市のガ バナンスは、都市住民が選挙によって選出した市長のリーダーシップの下で行われ

るものであるし、また、同様に都市住民が選挙によって選出した市議会議員によっ て構成される市議会が、市役所による都市のガバナンスがどのように実施されるか を恒常的に監視している。さらに、市役所が都市のガバナンスに取り組むためには、 必要な資金の多くを都市住民から税として徴収する必要があるが、都市住民から集 めた税を、どのような用途にどのくらい使用するかを最終的に判断するのも市議会 の役割であるし、市議会はまた、都市住民と市役所との関係を規律する様々なルー ルを、条例という形式で定める権限も有している。市役所による都市のガバナンス は、その都市の区域内に居住する都市住民による、民主的な統制の下に置かれてい るのである。

また、市役所は、都市のガバナンスの重要な担い手ではあるが、唯一の担い手で はないことに留意する必要がある。すなわち、都市住民が必要とする公共サービス のすべてが、市役所によって提供されているわけではなく、都道府県庁や国の行政 組織が提供しているサービスもある。 例えば、 都市の治安を維持するためは警察活 動が必要であるが、我が国においては、警察は都道府県を単位として組織されてい る。また、都市が大災害に見舞われた場合には、自衛隊による救助活動が不可欠と なるが、自衛隊は国の組織である。

それとともに、住民団体や企業等も、市役所と協働しつつ、あるいは市役所とは 独立したそれ自体としての活動によって、都市のガバナンスの一翼を担っている。 そもそも、「ガバナンス」という語が広く用いられるようになった背景には、 "government"すなわち「政府」のみが"governance"を担っているわけではないとい う認識がある。このことは、国際社会や国家のレベルのみならず、都市に関しても 当てはまる。すなわち、市役所、都道府県庁、国の行政組織等は、いずれも "government"の一部であるが、それらを含めた総体としての"government"が、都市 住民が必要とする公共サービスのすべてを提供しているわけではないのである。例 えば、我が国では古くから、自治会もしくは町内会という名称の住民団体が、子ど もが健全に成長していくために、あるいは高齢者が安心して暮らしていくために必 要な、種々の公共サービスを提供してきているし、近年においては、特定の社会貢 献活動に取り組むことを主目的として結成された非営利団体(NPO)が、都市のガ バナンスの担い手として活動することに、大きな期待が寄せられている。

しかしながら、今日においても、市役所が都市のガバナンスの最も重要な担い手であることは疑いのないところである。また、とりわけ、都道府県庁や国の行政組織との関係においては、市役所が、より多様な公共サービスを、都道府県庁や国の行政組織の指示や指導によって拘束されることなく、自律的に提供することができるようにすべきであるという主張が、広範な支持を得ている。

#### 4. 都市のガバナンスのための制度

都市のガバナンスの仕組みとしては、都道府県や国の行政組織ではなく市役所が、 市役所として、都市住民に対してどのようなタイプの公共サービスを提供すること ができるのかに関わる仕組みと、市役所による公共サービスの提供に都市住民の意 向を反映させるための仕組みとを区別して考える必要がある。前者を「団体自治」 の仕組みと、後者を「住民自治」の仕組みという。

「住民自治」の仕組みとしては、既に述べたように、都市住民が市長や市議会議員を選挙によって選出することが制度的に保障されていることが重要である。市役所による公共サービスの提供の基本方針を定めるような決定は、都市住民が選挙によって選んだ市長や市議会議員によって行われており、その結果、都市住民の意向は、市長や市議会議員の判断をとおして間接的にではあるが、市役所による公共サービスの提供に反映されている。

それとともに、我が国の法制度は、都市住民の意向をより直接的に市役所による公共サービスの提供に反映させる仕組みを設けている。すなわち、都市住民は、条例の制定・改廃、市長や市議会議員の解職、市議会の解散等を、法律に定められた数の有権者の署名を集めることによって請求することができ、そうした直接請求には、所定の範囲内において、市長や市議会の判断を拘束する効果がある。また、市役所による公金の支出に疑義を抱いた都市住民が、公金の支出方法の是正を市の監査委員に求めることや、それが受け入れられない場合に、公金の支出方法が違法であることの確認や、違法に支出された公金を市長等が市役所に返還することを求める訴訟を提起することも、法律によって認められている。

「団体自治」の仕組みとしては、我が国の法制度は、概ねガバナンスの単位としての都市の区域内に居住する住民の多寡に応じて、市役所が市役所として提供でき

る公共サービスの範囲に差異を設けていることが重要である。市役所が市役所とし て提供できる公共サービスの範囲が最も広いのは、 人口 50 万人以上の都市のなかか ら政令によって指定される政令指定都市であり、かつては人口30万人以上の都市の なかから政令によって指定されていた中核市と人口20万人以上の都市のなかから政 令によって指定されていた特例市がそれに続き、それ以外の一般市は、提供できる 公共サービスの範囲が最も狭い。

例えば、親から虐待を受けている児童を一時的に保護するという公共サービスを 提供している児童相談所を、政令指定都市は設置することができるし、設置しなけ ればならないが、中核市は設置してもしなくてもよく、特例市と一般市は設置する ことができない。また、感染症対策や飲食店の衛生管理等をその職務としている保 健所を、政令指定都市と中核市は必ず設置しなければならないが、それ以外の市は、 地域保健法施行令という政令によって保健所を設置すべきことが定められない限り は、設置する必要がないし、そもそも設置することができない。

ちなみに、児童相談所や保健所が設置されていない都市では、児童相談所や保健 所が提供する公共サービスは、都道府県立の児童相談所や保健所によって提供され ている。また、2014年の地方自治法改正により特例市の制度は廃止され、現在では、 人口20万人以上の都市であれば、政令で指定されることによって中核市となれるこ とになっている。

なお、東京都においては、「団体自治」の仕組みとして、「都区制度」という他の 地域にはない仕組みが採用されている。 すなわち、 東京都内の 23 区は、 大阪市住吉 区や神戸市灘区のような政令指定都市の行政区画である「行政区」とは異なる「特 別区」とされ、公選の区長や議会を有している。この点において、特別区は市に類 似しているが、その一方で、東京都庁と特別区役所との間の権限や財源の分配に関 しては、都道府県庁とその管轄する区域のなかにある市役所や町村役場との間の権 限や財源の分配に関するルールとは異なる、特別のルールが適用されるものとされ ている。

#### 5. 都市のガバナンスの課題

都市のガバナンスのあり方をめぐっては、今日、様々な議論が展開されている。

大阪市を廃止し、大阪市の区域に東京の23区と同様の特別区を設置することによって、現在のところは東京都のみに適用されている都区制度に類似した仕組みを、大阪府にも導入すべきではないかという、いわゆる「大阪都」構想も、都市のガバナンスのあり方をめぐる一つの提案である。このいわゆる「大阪都」構想を含めて、都市のガバナンスのあり方をめぐる議論は、大きくは、二つの課題に関わっている。

その一つは、都市のガバナンスを効率的で、無駄のないものにしていくという課題である。これは、「団体自治」のあり方に関わる課題である。

例えば、都市の区域内で、市役所と都道府県庁とが同じような公共サービスを提供しており、市役所によって提供されている公共サービスと都道府県庁によって提供されている公共サービスとを合計するならば、その種の公共サービスに対する地域のニーズを大きく上回っているような場合、そこには無駄が生じていると考えざるを得ない。いわゆる「二重行政」の問題である。そうした無駄をなくし、より効率的な都市のガバナンスを実現していくためには、市役所と都道府県庁との間の権限分配や役割分担を、重複のない、明確なものとしていく必要がある。しかしながら、市役所と都道府県庁とが同じような公共サービスを提供しているとしても、それらを合計してもなお地域ニーズを下回っているとしたならば、そこには非効率な二重行政は存在しないとも言えるし、そもそも市役所によって提供されている公共サービスと都道府県庁によって提供されている公共サービスと都道府県庁によって提供されている公共サービスとが「同じような」ものであるかどうかについて、関係者の間で判断が分かれるような場合も少なくない。

一般論としては、無駄のない効率的な都市のガバナンスを実現することには誰も が賛成するが、どのようにしてそれを実現していくべきなのか、そしてまた、そも そも何が「無駄」なのかについて合意を形成していくことは、けっして容易ではな いのである。

都市のガバナンスのあり方をめぐるもう一つの課題は、「住民自治」のあり方に関わるものである。すなわち、都市のガバナンスを都市住民の意向をより十全に反映したものにしていくという課題である。

規模が大きく、互いに価値観や利害関心を異にする多数の人々が暮らしている都市においては、一人ひとりの都市住民の意向が市役所による都市のガバナンスに反映される可能性は、きわめて小さなものとならざるを得ない。一人ひとりの都市住

民の意向を反映したきめ細かな公共サービスの提供を実現していくためには、ガバ ナンスの単位としての都市の区域は狭いほどよいということになりそうである。

しかしながら、ガバナンスの単位としての都市の区域を小さくしたならば、市役 所の財政規模はおのずから小さなものとならざるを得ない。その結果、市役所が提 供可能な公共サービスは、財政規模の大きな市役所と比較するならば、限られたも のとならざるを得ないであろう。また、市役所が提供している公共サービスのなか には、広範囲に提供した方が単位あたりの提供コストが低くなるような、スケール・ メリットを活かせるものも少なくない。そうだとしたならば、一人ひとりの都市住 民の意向を反映したきめ細かな公共サービスの提供を実現するために、ガバナンス の単位としての都市の区域を小さくことには、無駄のない効率的な都市のガバナン スの実現を困難にするという副次効果が伴うことになる。

無駄のない効率的な都市のガバナンスがそうであるのと同様に、一人ひとりの都 市住民の意向を反映したきめ細かな公共サービスの提供も、一般論としては誰もが 賛成するが、それを実現するための具体的な制度設計は、 けっして容易ではないの である。

#### 第2章 都市創造性と文化編集の含意

一創造的空間としての CCS・CHC・AUCー

岡野 浩

#### 1. 序一創造都市から都市創造性へ

われわれは2009 年には国際ジャーナル *City, Culture and Society* (CCS) をエルゼビア社から刊行するとともに、2012 年には CCS を下支えする Association for Urban Creativity (AUC) をパリ政治学院にて結成した。また 2016 年から単行本シリーズ Creativity, Heritage and the City (CHC) を Spriger 社から創刊の予定である。

都市の創造性は、ヒトの行動を活性化させ、モノやコト、記憶などとの連携を強めることによって生みだされる¹。しかし、さらに重要なのはそれら主体や客体(主語や目的語)ではなく、述語(動詞と目的語などとの関係性)のありよう如何であるといえよう(岡野 2014b)。この章では、都市研究プラザ・レポートシリーズの4事例(+メタセコイアと文化創造)をベースに、都市創造性を生み出すコンセプトである「文化編集」の考察を行いたい。

#### 2. 言説の断層面と隠密形態の創造性

フーコーは、言説的実践の断層を切り離し、実践が生成され変形される法則の定式化を行ったうえで、様々な知の体系の間の不連続面を「出土」させ、これまで見えなかったものを見えるように変換する(可視性の創造)手法を「考古学」とよんだ(フーコー1969)。また、ある特定の主張・概念・真理がいかなるものであるかを分析し、連続的な「事実」の連鎖としての系譜において本質や根源的統一性などは

-

<sup>1</sup> UNESCO は、近年、パレスチナ加盟問題で分担金を払わなくなったアメリカ政府になり代わり、中国政府による財政支援のもとで「文化の多様性」を重視する政策を取りつつある。都市の創造性についての詳細は岡野(2009, 2014b), Okano(2015a)、都市と植物、レジリエンスとの関連性については岡野・塚腰(2015)を参照。

存在しない、とする彼独自の「系譜学」を提唱した(Okano 2015b)。 重層的な空間 を設定し、その時系列での非連続な部分に焦点を当て、なぜそれがそこに関係性と して存在しているのかを様々な「言説」(実践よりも)を通じて明らかにするところ にフーコーの真骨頂があったといえる。

これに対し、ド・セルトーは、モノが幾千もの過去の実践を生来させ、実践をと おして使用者たちは社会文化的な技術によって組織されている空間を「我がもの」 にするとし、数々のテクノクラシーの構造の内部に宿って繁殖し、日常性の「細部」 にかかわる多数の「戦術」を駆使してその構造の働きを壊してしまうような、微生 物にも似た操作を行っている「モノ」に焦点を当てるべきであるという(ド・セルト — 1987, p. 17–18)

さらに、彼はさまざまな集団や個人が、これからも「監視」の網のなかに囚われ 続けながらも、他方でいたるところに散らばりながら、戦術的な意味での「創造性」 が隠されたかたち(これを「隠密形態」という)をとっているか、この在り様を掘 り起こすことが必要であるとする。こうした策略と手続きを行う主体はあくまで「消 **費者」であり、彼らが反規律の網の目を形成していくと主張する。この点は、フー** コーの「考古学」的理解とは逆の発想であるといえる。

#### 3. 文化編集による都市創造性2

#### 3-1 文化の重層性とアーキタイプス(原型・隠れた形・隠された形)

加藤ほか(2004)において、日本文化のあらゆる領域に成立した歴史発展の型とし て、新しいものが受容される場合、新旧の交替となっていくよりは、古いものに新 しいものが加えられるという発展の型が原則をなしているとする。そして、日本人 の世界観の歴史的な変遷は、多くの外来思想の浸透によってよりも、むしろ、具体 的な感情生活の深層に働くところの土着の世界観の執拗な持続と、そのために繰り 返された外来の大系の『日本化』によって特徴づけられるとする。

すなわち、土砂が堆積することにより地層が形成されるように、様々な異なる文

<sup>2</sup> 都市の創造性について Cities や CCS の掲載論文としては Cohendet, et al.(2010)、Okano and Samson(2010)、Heraud (2011)、Stolarick et al. (2010)、および近刊の「文化マッピング」 特集号 (CCS, Vol.7-1, 2016) など多くの論文がある。

化が堆積し、積み重なっていく「重層的な文化の地層」が出来上がってくるとしながらも、深層に働く世界観は「執拗低音」のように持続してきたのであるという。これを「かくれた形」として取り上げる丸山(2004)によれば、歴史が歴史形成に参加する人格の決定の積み重ねによって創り出されるものではなく、非人格的な、大きな時間の流れの「いきおい」として、「おのずからなる」ものと考えられる歴史観を問題にするとしている。すなわち、無窮の連続性、血脈の系譜的連続における無窮性が、日本人の歴史意識の「古層」として、永遠者の位置をしめてきたという。「ことあげされないモノ」、「隠されているモノ」などを掘り起す必要がある。

ここでは、地層を断面から切ったり、はがしたりしながら、地層の状況を見つつ、地層の関連性・関係性を掘り起こす必要があると考えたい。つまり、内包される多様性や多義性を含んだ概念として重層性を中心に捉えたいのである (Okano 2016b)。さらに、様々な断層面の時間と空間を超えた関連性を読み解くことが必要であろう。断層面の重なり具合に着目し、それらの断層面がどのような複合的な意味内容を持っているか、さらには、その意味内容がいかなるプロセスで単一の意味内容に収斂させられてしまうか、という問題点が提示される (岡野 2012a, b)。

#### 3-2 行為としての「編集」と動詞化

様々な重なりに着目しながら、各層の断層面の重なり具合を観察し、それを解体したり、別の層とそこから離れた別の層とを接合したりするようなことをここでは「文化編集」と呼ぶ。アクターネットワーク理論(ANT)において、ある「翻訳」が失敗したときにはさらなる「翻訳」のため、既に安定化されたブラックボックスを開き、アクターの立ち現われ方が変幻自在に変容するプロセスを表現する概念と

<sup>3</sup> 丸山氏が「原型」という用語を諦め、地質学的比喩としての「古層」、音楽的比喩としての「執 拗低音」を使ったかについては丸山(2004)を参照(144頁)。「かりにこの比喩を用いて日本思 想史を見ると、主旋律は圧倒的に大陸から来た、また明治以後はヨーロッパから来た外来思想 です。けれどもそれがそのままひびかないで、低音部に執拗に繰り返される一定の音型によっ てモディファイされ、それとまざり合って響く。そしてその低音音型はオスティナートといわ れるように執拗に繰り返し登場する。ゲネラル・バスのようにただ持続して低声部の和音をひ いているのではない。ある場合には国学の場合のように表面に隆起してメロディとしてはっき り聞き取れ、ある場合には異質の主旋律に押されて輪郭が定かではないほど『底』にもぐって しまう」。

して、さらに、丸山氏の「非人格的な、大きな時間の流れの「いきおい」として、「自 ずからなる」ものと考えられる歴史観」に関わるものとして、「翻訳」を捉えること ができよう。

岡野・小林(2015)および Okano(2016a)では、製品の機能とコストとの関数とし て価値をとらえ、製品の改善を行っていくための手法である VE (value engineering) を例にあげ、顧客が望む製品やサービスの「機能」を、静的な「名詞」としてとら えるのではなく、目的語と動詞とに分解して動的に捉え直すことによって、その静 的な名詞が動きのある「改善行動」を示す「行動」(action)に変換させることができ るとした。それらの行動をクロスファンクショナルな活動に変換させることにより、 分業体制の高度化が図られる可能性があるといえよう。戦略から戦略的行動へのシ フトがこれである。 VE の本質は、 製品やサービスの機能を目的語と動詞に分けるこ とによって、モノをコトに変換することを通じ、設計者ほかの開発担当者の過去の 経験で潜在意識のなかに埋め込まれていたものを引き出し、そこにはいない、不可 視の担当者や潜在顧客などとのコミュニケーションを促進させることにあることが 分かる。ここにも異質のものを共存させた、日本における重層的な文化的特質を表 すものであり、コトがモノに埋め込まれ動きを触発するものとして「想い」を捉る ことができる。

#### 3-3 文化編集の典型:日本の「方法」

日本の「方法」に焦点を当て、あらゆる行為を「編集行為」に接近するものとし て松岡(2006)がある。「日本の方法ではなく、日本という方法」という視点から、松 岡は、日本文化形成の方法(編集法)に焦点を当て、二項対立でなく二項同体(述 語的包摂ともいう)として考えること、および言挙げされていない本質部分を暴き 出そうとした。すなわち、日本という方法の特徴は、主語的ではなく述語的に繋げ て行ったことであり、文化を抽出する方法として、「おもかげ・うつろい」(記憶し、 投影する)あるいは「あわせ・かさね・きそい・そろえ」(並立させ、重ねて、競い 合わせて、揃える)という独特の手法が強く反映されていると主張する。さらに、 おもかげ(イマジネーション)・うつろい(移っていく、変化していく)、空・虚・ 洞の文化、想い・記憶の集積物として祈りなど、日本の編集との関わりから特質を

示す。

#### 3-4 ずらし

性質の異なる二つ(以上)のものを重合させる「あわせ」や「かさね」とはまったく異なる文化編集の例として「ずらし」という手法がある。すなわち、視点や立ち位置、時代認識や時点を前後に「ずらす」ことによって、これまでとは異なるスペース(実体的・バーチャルの双方)を創り出す手法である。Okano(2016b)では、「あわせ・かさね・きそい・そろえ」という動詞に加えて、この「ずらし」によって日本的管理会計の歴史的特質を解釈しようと試みた。つまり製品開発段階におけるコストマネジメントの技法である原価企画をとりあげ、生産段階では原単位管理を中心とした実体管理や物量次元(課業レベル)を行い、原価管理の主軸としては生産段階から設計段階に時期を「ずらし」ながら、新モデルと旧モデルとの仕様の原単位の差異のみを金額換算する差額原価法を用いて成果をあげた。

佐々木(2010)は、美学の領域から「ずらし」の想像力について和歌を取り上げながら考察する。「おもかげ」「なごり」「なつかしさ」などは日本人にとって「詩」を感じる言葉であり、その多くは文化的な環境のなかで育まれ、個々の文化に固有の感性が生まれるとする。その上で、日本的感性の特性である「ずらし」と「触覚性」を明らかにした。清水(2009)は、「ずらし」によって新たなイメージが掻き立てられることを指摘し、建物単体ではなく、木々の緑と合わさった周辺環境の中でその建物を見ると、単体では作りえない空間づくりの巧みさ美を感じるとしている。建物はシンメトリーではないが、別の要素でバランスを取りながら大きな緊張感を表出しているとする。

#### 3-5 「差し引き」と「リバースモード」

「差し引き」(差し引く)とは、龍安寺の石庭など禅宗の庭園の作法に端的にみられるように、重要なもの(石庭の場合は水)を差し引くことによって、逆にそれを想起させる手法である。すなわち、浮かび上がらせる一つの技法として、極端に沈ませるわけであり、水を徹底的に排除することによって、逆に水を浮かび上がらせる効果がもたらされる。この「差し引き」は欧米で理解を得ることは難しい面もあ

るものの、この理解を促すことによってブレークスルーが起こり、日本文化のさら なる理解が進むことは間違いない。

#### 4. シンクレティズムー習合と補完

シンクレティズムとは、異なる文化の相互接触により多様な要素が混淆・重層化 した現象を指し、日本の神仏習合など、元来異質な神格や教義が混在・融合して一 つの宗教体系をなしている場合や、同一社会に複数の宗教体系が併存し人々が状況 に応じて関与する場合などがある。シンクレティズムは折衷主義ともされてきたが、 混合という意味の「折衷」ではない。 二つのものが外見上は合体していると見えた としても、両者は区別されながら、保持・保存されること、区別されながらも併存 しているのである。そのシンボルが「唐破風」の屋根であり、神社や寺院に共通し て見られながらも、それをくぐって中に入れば、まったく異なった世界が広がって いる。文字通り「唐」を「破る」ものであり、神仏とも共通している意味はいかな るものであろうか。

**近代社会で主流になってきた「われ」という意識的自我は究極的な人間の根拠と** いえるかという問いを発する山折は、西田幾多郎による「自己とか自我、主体性を 否定し、そうしたものを成立させている根元的な」場所の優位性を主張する「絶対 無」の視点を援用する。その上で、自我を支える母胎としての共同体や無意識の領 域、ヒトの生命を大きく押しつつむ自然環境というものから示される「場所」の復 権を示す (山折 1983)。 さらに、この「無の場所」という考え方がわが国の伝統的な 神々の在り方、すなわち、自己の存在のあかしを主張せず、森や山のような自然の ふところ深く、幽暗の「場所」にひたすら鎮まりかえるという固有の伝承を残して いるとする。

<sup>4</sup> 自動車に竹による日本の伝統を埋め込み、職人の手作業を埋め込んだ事例としてLexusの CT200h がある。日本を象徴する素材であり、工芸品の材料とされることが多い「竹」がパネ ルの素材として採用された。縦に裂き、重ねることで水平な直線模様を浮かび上がらせるとと もに、塗装を施さずに「いぶす」ことで自然の風合いを表現しようとした。また、漆器の表面 のホコリを除去し、滑らかで艶を出すための伝統技法である「水研ぎ」という手法を車体の塗 装に用いた。 塗装面を 6 層にして、 噴射口の強い遠心力によって塗料を微粒子化し、 きめ細か く塗ることで、色むらを最小限に抑えた。

<sup>5</sup> 場所とは、われわれヒトの意識や判断が成立する根元的な場所のことを示す。

これに対して、藤原(2008)は、日本文化の基本作法として「かさね」をあげ、神仏習合が神道と仏教とが同じ空間で棲み分けてきたこと、すなわち、一方が他方を排斥したり圧殺したりすることなく、重なりながらそれぞれ分をわきまえ領分を守り、親しく交わるのが有利とみれば「溶け合いなじみ合って」きたと述べる。そのうえで、「くずし」や「やつし」、「もじり」や「うがち」、「あそび」や「見立て」などの発想や作法を取り上げ、あくまで神仏習合の「習合」は混淆ではなく、交接し混血の神を生むことはなかったと主張する。

明治維新以降、政府による神仏分離や国家神道の成立などの史実はあるものの、 庶民レベルにおける神と仏との関わり方、すなわち、日常生活に根差した習合と分離の在りようを見れば、藤原説の正しさを頷くことができる。とりわけ神仏の補完 関係を主張するのは末木(1992)である。すなわち、日々の生活のなかで、仏教だけ では解決のつかない問題があり、実質的に神道がその役割を果たしてきたことを受 け止めながら、神仏関係を考える必要性を説く。

#### 5. 結

「制度」と人々の活動との「双方向性」の歴史(連続性と非連続性)を記述するためには、単に経済活動における「事実」の記録・報告のための中立的な装置として「制度」を捉えるのではなく、今日われわれが生活している世界や社会的現実の類型、企業や個人に開かれた選択肢を見出す方法、多様な活動やプロセスを管理し組織化する方法、統治する方法などに影響を及ぼす一連の「実践」として理解すべきである。すなわち、「実践の歴史」を叙述するためには、社会史や文化史の様々なアプローチからの知見を受容しなければならないこと、とりわけ、「文化」は個人や集団が創り出し、また享受するものであり、創り手、文化財、およびそれを享受するものの三者の相互関係に配慮しつつ文化の発展を追跡するのであるが、それが生み出された社会のありかたと切り離して論ずることはできない(阿部・西垣 2002)。

ここにおいて、「創り出す」アクターと「享受する」アクターとのコミュニケーションが緊要点となる。文化編集はこの局面に作用するのであり、「翻訳」によって従来含められることのなかったアクターが含められ、アクター間の役割が変わるのであり、「翻訳」の中身そのものが文化編集である。

#### 参考文献

- 阿部 猛・西垣晴次 (2002) 『日本文化史ハンドブック』 東京堂出版.
- 岡野 浩 (2009c)「グローバル創造都市の文化ブランド戦略」佐々木雅幸・水内俊雄編『創造 都市と社会包摂:文化多様性・市民知・まちづくり』水曜社.
- 岡野 浩 (2012a) 「都市創造性と文化編集」岡野 浩・三島啓子編『都市創造性プラットフォ ームとしてのアートギャラリー:大阪空堀をめぐる文化ネットワークの形成』大阪市立大 学都市研究プラザ.
- 岡野 浩 (2012b) 「原価企画の文化史的含意:動詞化・述語的包摂による文化編集の視点から」 『会計』第182巻第4号.
- 岡野 浩・小林英幸(2015)『コストデザイン:トヨタ/研究者の実践コミュニティ理論』大阪公 立大学共同出版会.
- 岡野 浩・塚腰 実(2015)『メタセコイアと文化創造: 植物的社会デザインへの招待』大阪公 立大学共同出版会.

佐々木健一(2010)『日本的感性:触覚とずらしの構造』中央公論新社.

清水泰博(2009) 『京都の空間意匠:12 のキーワードで体感する』 光文社.

末木文美士(1992)『日本仏教史:思想史としてのアプローチ』新潮社.

ド・セルトー, M. (1987) 『日常的実践のポイエティーク』(山田登世子訳), 国文社,

フーコー、M. (1969) 『知の考古学』 (中村雄二郎訳) 河出書房新社.

藤原成一(2008)『かさねの作法:日本文化を読みかえる』法蔵館.

松岡正剛(2006)『日本という方法:おもかげ・うつろいの文化』(NHK ブックス) 日本放送出 版協会.

丸山真男(2004)「原型・古層・執拗低音:日本思想史方法論についての私の歩み」加藤周一・ 木下順二・丸山真男・武田清子ほか『日本文化のかくれた形』(現代文庫) 岩波書店.

山折哲雄(1983)『神と仏:日本人の宗教観』講談社.

- Cohendet, P., D. Grandadam and L. Simon(2010) "The Anatomy of the Creative City," Industry and Innovation, Vol.17, Issue 1.
- Heraud, J. A. (2011) "Reinventing creativity in old Europe: A development scenario for cities within the Upper Rhine Valley Cross-border Area," City, Culture and Society, Vol.2, Issue 2, June.

- Okano, H. (2015a) "Cultural Editing for Linking City, Culture and Society," Publications 3.
- Okano, H. (2015b) A History of Management Accounting in Japan, Bingley: Emerald Group Publishing.
- Okano, H. (2016a) "Accounting in Japanese Companies: Cost Designing for Product Development," *Routledge Handbook of Japanese Business & Management*, ed. by P. Haghirian, Abingdon, Oxon: Routledge.
- Okano, H. (2016b) "Cultural Editing for Creativity: A Framework to Associate Person/Thing, Event, Road and Memories," *City, Culture and Society*, Vol.7, Issue 1, March.
- Okano, H. and D.Samson (2010) "Cultural Urban Branding and Creative Cities: A Theoretical Framework for Promoting Creativity in the Public Spaces," Cities, Vo.27, Supplement 1.
- Stolarick, K., B.J. Hracs and R.Florida (2010) "Occam's Curse, Dialectics and the Creative City," *City, Culture and Society*, Vol.1, Issue 4, Dec.

### <大阪市立大学 都市研究プラザ レポートシリーズ (都市創造性・社会デザイン) >

(プラザ HP からダウンロードが可能)

- No. 25 岡野 浩・三島啓子 (2012)『都市文化プラットフォームとしてのアートギャラリー: 大阪空堀・楓ギャラリーをめぐる文化ネットワークの形成』
- No. 28 岡野 浩・西辻 豊 (2013)『大阪・八尾の都市創造性:市民知による文化実践分析と 文化編集』
- No. 29 岡野 浩 (2014a)『大阪・交野の自然と創造性: 大阪市立大学・私市植物園と庵原遜のコスモロジー』
- No. 30 岡野 浩(2014b)『信楽の都市創造性と社会デザイン:自然と都市と市民知に関する文化編集分析』
- No. 34 岡野 浩(2016) 『利他主義・レジリエンス・創造性:日本・中国における 「植物社会デザイン」の進化プロセス』

#### 第3章 ホームレス支援の現場から日本のセーフティネットを考える

水内 俊雄

日本の社会保障の課題をホームレス支援の現状から切り込むことに注力をした。 そのため骨格的情報と現場イメージのしやすい支援現場の動画を見せつつ、ホーム レス支援から日本の社会保障を第1から第3の3つのセーフティネットを考えるき っかけを提示した。受講生にとって想定の難しい領域のセーフティネットを、Iか らⅢの3テーマで短時間にコンパクトに説明した。受講後のコミュニケーションカ ードによる学生の応答、質問など、読者の理解を得やすいQ&A方式で各テーマの 下に箇条書きで、質問やコメントを紹介する。そしてその下に回答を付すことによ り、与えられたテーマを概観する。

#### ナーマI-第2のセーフティネットの登場

- 第2のセーフティネットの登場を初めて知ることになった
- もう少しこうした仕組みのあることを知らせるべき
- もっと社会で支えないといけない
- セーフティネットも含め、日本の将来はどうなるのか、どこに向かえばよいの か

国の一般会計通常予算の半分以上の 54%をセーフティネット系が占めている深刻 な事態である。当面の方策として、同じセーフティネットのお金となるが、より費 用のかかる第3のセーフティネット=生活保護になるべく至らない、あるいはその 時期を遅らせる第2のセーフティネットが、生活困窮者自立支援の名のもと2015年 度から導入された。生活保護3兆円、第2のセーフティネットは700億円と、生活 保護の2%強の規模である。同じ第2のセーフティネットであるホームレス支援はピ ーク時の2013年度で150億円くらいであったので、小規模な金額で生保に至る流れ を「くい止める」役割を果たしている。

わざわざ第2のセーフティネットを設けずとも生活保護は使って当然という考え 方も議論されている。また医療(10.8 兆円)と介護(2.6 兆円)のほうがよりお金 を必要としており、第1のセーフティネットの年金(10.7 兆円)も巨額であり、生 保だけで議論してもお金の問題は解決しない。消費税の増税も、2、3 年の政府予算 のセーフティネットの伸び (毎年数千億円ずつ増えている) を抑えるだけにすぎないので、たいへん厳しい状況である。

#### 2. テーマⅡ - ホームレス支援の実態とホームレスの人々 2-1 ホームレスの定義と可視化

ホームレスの定義の広さに驚き、ハウスレスとホームレスの違いに納得

路上ホームレスは全国で5000人規模となり、2000年当初の3万人近くだったことに比べると少なくなった。また支援を求めるホームレスの人々で路上生活者は少数派になっており、過半数のホームレスは、いわゆる路上生活の経験のない居住不安定層である。言葉の厳密な意味において、路上生活者はハウスレスであり、また帰るべきホームがないという意味では、ホームレスはハウスレスより広範な意味合いを有してくる。

- ▶ ホームレスの多さを天王寺公園から動物園前に歩くときに実感するが、救われている人は一握りなのか
- ▶ 西成区に住んでいるが、イメージの悪いところとして思っている人が多い。ホームレスに対する偏見やつめたさ、こういうのを払しょくしてゆく必要

固定で路上生活を送る人は少数となってきたが、固定の寝場所を確保しないホームレスは常に発生している。それが年間4万人以上あることは講義で触れたとおりである。可視化されるホームレスの存在で、社会のホームレスイメージが形成されているが、可視化されるホームレスも今や河川敷での見えないところに多く生計を立てているので、見える部分は全体のホームレスの1割にも満たない。残りのホームレスの大部分はすれ違ってもわからない、そういう存在である。しかし西成区のあいりん地域は、そうしたホームレス状況が可視化されて集中してみられる。だいたい6割ほどは仕事や生活保護で安定したというか落ち着いた生活を送ってられるが、4割ほどは不安定な状況にある。9割以上が単身の男性で、そのへんが外来の人にとっては異質な光景として映り、偏見や排他を生み出している状況にある。

#### 2-2 ホームレスの人々の自立とは

- ▶ 自立的に路上生活を送っていると思ったことはなかった
- ▶ ホームレスのほうが働く意欲や仕事熱心ということの意外性、今までは自業自 得かと思っていた
- ホームレス側のプライド、自己責任の問題と支援を断る人もいるのでは

選択肢の限られた中での自立であることは知っておいてほしい。健康を害するこ とで、この自立は一気に崩れる。それは死に結びつくこともあり、その意味ではぎ りぎりの生活の中での自立である。自立は固定テント小屋生活層で、2012 年の全国 聞き取り調査結果からは 50 歳代から 70 歳代で廃品回収で 3-5 万円/月稼ぐ人で最 も多くみられる。辞められる健康を理由とするものが大部分であるが、潮時という 判断もある。

#### 2-3 ホームレス支援する人

- ▶ 奥田さんの講演を聞いた、炊き出しにいった
- 高校の時に炊き出しに行って、ホームレスの求める援助ではないとおっちゃん から言われた 金と仕事が欲しいのだ

ビデオで紹介した北九州のホームレス支援 NPO を率いる奥田知志さんは、NPO ホームレス支援全国ネットワークの理事長でもある。神学部で大学時代を過ごす中、 釜ヶ崎にも来られ、赴任先の教会が北九州市であったところから、小倉城のテント 生活者の炊き出し支援を 1987 年から始められた。上述のコメントにもあるように、 金と仕事が欲しいというニーズに、炊き出しオンリーから、2000年くらいにハウジ ングが第一、そして就労が第二ということで、自立支援住宅、そしてホームレス自 立支援センターの運営を始めた。このような自立支援住宅を、ホームレス支援は一 種の「社会住宅」として、その運営に大きく乗り出したことである。そして、日本 の NPO の代表的な分野、いちばん活発な分野が、震災復興支援とならんでこのホ ームレス支援にあることも知っておいていただきたい。

- ホームレス支援に宗教がかかわってくることが多い。
- 葬式まで参列する、死ぬまで付き合うということはこういうことか
- 支援者はなぜそれほど献身的にやれるのか?

存生で生活力の向上を、宗教力を利用しながらはかっていくスタイルは、キリス ト教やイスラム教であろう。仏教の大部分は出家とか修業という行為が課せられ、 ホームレス支援の日常生活の延長の中から位置づけてゆくことは仏教にとっては結 構厳しいものがある。新宗教や浄土真宗などはまだそのへん入りやすいとはいえ、 プレゼンスは小さい。

献身やボランティアの力が、宗教をある程度背景にしているところもあり、もち ろん宗教力を背景としないボランティアもある。なぜ献身的にできないの、と逆に 問われたら、これはもう自己の判断の領域で、他者の入り込むことのできないとこ

ろではなかろうか。献身的に死ぬまでお付き合いする場合もあり、伴走型支援、寄りそい支援といい、この場合にはそれが看取りの支援として位置づく。新しい法律で、こうした支援を定式化するに日本社会は至っている。その旗振り役のひとりが奥田さんであり、その法律名は、生活困窮者自立支援法である。

#### 3. テーマⅢ-第3のセーフティネットとそれを生かした社会ビジネス

- 3-1 生活保護の役割について: 第3のセーフティネット
- ▶ 公園から激減したのはサポート事業のおかげか?
- 生活保護で復帰したといえるのか?
- ▶ 生活保護に依存してしまう問題

路上のホームレスの人が激減したのは、上述したホームレス支援策による就労支援と生活保護の路上生活者への適用による、地域でのアパート生活に移行したことがかなり決定的であった。ただその過程には、大阪では、2001年から2006年にかけて、大阪城公園、長居公園、西成公園では、路上生活からテントをたたんでもらい、公園内につくった仮設のシェルターでしばらく待機してもらい(2週間から1年くらい)、生活保護に移ったという歴史があった。

生活保護で復帰したといえるかというと、リスタート地点に立ったというだけであり、ここから先の生活の継続の結構 NPO の伴走型支援が必要となっている。再路上化、再犯などのリスクも結構抱え、必ずしも順調な地域生活を送れるわけではない。生保への依存については、40歳代以下の場合には、結構そのネガティブな傾向が指摘されている。また高齢者の場合は、淡々と穏やかに暮らしておられる方と、生活自立に困難をきたすような依存症の問題に悩んでいる人も多いことは事実である。高齢者には限らず、病気や依存症(薬物、アルコール、ギャンブル)との闘いになり、依存症を抱えて生保受給している場合には、失踪(飛ぶ、遁走、ともいう)、生保廃止、再路上、救急搬送、死亡という事例に至ることも多くなっている。

#### 65歳でなぜ高齢者に、60歳以上の雇用の問題

# ➢ 安易な自己責任論に陥ることなく競争が過熱しすぎて、弱い人をいたずらに虐げ、使い捨て放逐するような仕組みの社会は長続きしないのでは

65 歳で高齢という物理的な理由により生活保護がほぼ無条件に受給できることになる。12 万円前後と年金生活者の9万円から12 万円という月額可処分収入よりも上回り、医療扶助も生保の場合は不要なので、逆転現象が生じている。これはかなり

悩ましい問題で、その観点からは生保の一括支給に対して、家賃や生活費の部分を 分割する単独給付の導入といった議論が出たり、ベーシックインカムの導入とかの 制度も検討されたりしている。上のコメントにもあるように、適正で透明性を保っ た生活保護の支給を原則とする中で、不公平感のない裁量的運用、あるいは工夫が 必要となっている。

#### 3-2 生活保護と空き家利用⇒都市が元気になる

- ▶ 生活保護を活用するビジネスとは?
- ▶ 生活保護と空き家対策が結びつく
- ハウジングの重要性
- 食事つきとはいいアイデア

では考え方を変えて、生活保護の増大と、それをもとに消費する人の増加が、そ の人たちの住む地域に金が落とされる構造を作り出す、それが居住環境の改善にも つながる、空き家が減る、支援付きに必要な人材の雇用につながる、という回路が いま大都市のインナーシティで生まれつつある。生活保護により地域経済への資金 の循環とそれによる活性化である。実験的には西成区や東京の墨田区あたりでまず は進行してゆくと思われる。

#### 3-3 NPOと社会的企業

- NPO の収益はどこから
- NPO と社会的企業の違いは?
- NPO の活動はとてもすばらしい、本当にいい国にうまれたんだと実感
- 卒業生はNPOに進む、NPOとの出会いも前後で多くなるのでは

阪神淡路大震災の復興支援と、ホームレス支援により、日本の NPO は俄然力を つけてきた。どちらもハウスレスの問題と向き合ったことにもあり、単に対人サー ビスだけでなく、破壊された、失われたハウジングストックの再編、再活、生産と も関係したために、活動がダイナミックになったといえる。収益は、こうしたハウ ジングの運営による家賃収入、関連する食事や支援の提供から得る収入、公的な補 助金、委託経費、寄付金や自己資金がもととなる。公的な補助金への依存度が低く なく、補助金の性格上、有期の支援であり、継続性が担保されないところに、リス クを抱えている。

しかし明確なミッションと実行力を持つ NPO は、疲弊しがちなコミュニティの 再生の主役にもなりつつある。今後の地域の再生や地域活動そのものに、あるいは 都市政治の主舞台に NPO は間違いなく重要な位置をますます占めてゆくと思われる。その際にその活動の社会性の維持、ミッションの保持は大変重要であり、またビジネスがまわることも同時に不可欠な要因となる。

# → 貧困ビジネスや闇の世界との関わりがあるときいたことがあるが、実態はどうなのか?

公的資金を活用するこのセーフティネットビジネスは、当事者の判断能力、理解力が、提供者に従属してしまう事例の蓄積で成り立っていることが多い。当事者と提供者の不均衡で非対称な関係に、金の動きが正常でなくなるケースが生じがちになっている。当事者にとってはそれで生活が救われる面がある一方、搾取されている可能性も生じてしまう。しかしながら触法行為も含め、このセーフティネットの中で往還している層もいることは厳然たる事実である。こうした現場にときどき遭遇しているが、きれいごとだけでは解決できない困難な状況を抱えた層のいることも事実であることを、心にとめておきながら、そういう場合に接している。善悪で切り捨て不能な現場に数々出会ってしまうことも付記しておきたい。

### 第4章 市民活動に関心をもつ学部生の皆さんへ -人権研究者のモノローグー

阿久澤 麻理子

#### はじめに

「都市研究の最前線」は、皆さんが、社会的課題を解決するための取り組みを机 上で学ぶだけでなく、「現場」に出会い、関心を持ち、一歩を踏み出すための授業だ と考えています。現場と研究の間を行き来しながら、現場の必要課題を政策提言に つなげる市民運動の作法を学んでほしいと思っています。一方、卒論や修論で、現 場を研究することもあるでしょう。市民活動に、調査者として、研究者として関わ ることの意味も考えてほしいと思っています。

私自身は1987年に大学を卒業後、市民活動の現場に飛び込みました。活動する中 で、政策提言のためには調査研究という「手段」を獲得し、活動現場にある課題を データとして可視化できる力を付けることの重要性も痛感するようになりました。 そして30歳で大学院に戻り社会調査を学びました。当時、「子連れシングル」だっ た私にとっては大決心でもありましたが、それ以来、研究の道を進むことになり、 今に至ります。今日は、自分の歩みをお話しすることによって、皆さんに「何のた めに研究するのか」ということをそれぞれに考えてほしいと思います。

#### 1. 1980 年代—市民活動との出会い

私が大学生であった 1980 年代は、「国際化(当時はまだグローバル化とうい言葉 は一般的ではありませんでした)」と「多文化化」が市民活動の一側面において、キ ーワードとなった時期でした。日本企業(とりわけ当時は商社)のアジア進出や現 地での資源の収奪、日本の ODA の問題点を市民活動が批判的に検証し始めた頃で した。

一方、同じ頃の日本国内では、中国帰国者やインドシナ難民。そして多様な国々 から渡日する移住労働者との共生が、地域での重要なテーマとなっていました。3F や4F (food, fashion, festival, そして folklore) ばかりとりあげる表面的な異文化理解ではなく、いかに、マイノリティの「当事者」の人権を実現し、平等を基盤にすえた多文化共生を目指すのか、と考えたとき、そこに「実現されていない人権がある」ことを伝えるため、彼らの厳しい生活の実態に入り込み、調査によって可視化し、実態を行政に提示する必要がありました。私も含めて当時の学生たちは、そうした取り組みの中で調査を覚えていきました。

ところで、私の大学時代の恩師ら(私より2回り上の方々でしょうか…)での中には、「ベ平連(ベトナムに平和を!市民文化団体連合)世代」の人たちが数多くおり、彼らからは、日本の市民として、途上国の人びととの丁寧な関係を築け、と言われ続けました。その第一は、「アジアの言葉を学ぶ」ことだと言われ、留学生の親友がいた私は、学生時代はひたすらタイ語を学び、さらに第三外国語ではカンボジア語を学びました。第二には、「足の裏に目があるように現地を歩け」と言われました。当時の私はアルバイトをしては、海外協力や社会開発の現場を訪れました。

#### 2. インドシナ難民と国際人権規約—国際人権との出会い

1987年に大学を卒業し、しばらく働いた後、アジアとのかかわりをもう一度考えたいとの強い思いから、「曹洞宗ボランティア会」(現シャンティボランティア会)で、フェアトレード部門を担当する仕事に就きました。

日本の海外協力 NGO の一つで、インドシナ難民の支援を目的に結成された団体です。1975 年にベトナム戦争が終結すると周辺国も含めて社会主義への体制変化が起き、ベトナム、ラオス、カンボジアから、海路・陸路で難民が国外に流出しました。曹洞宗ボランティア会の活動も、陸路でタイに逃れたカンボジアやラオス難民の支援活動から始まりました。また、日本を定住先として選んだ人たちの国内での支援を行っていました。日本政府がインドシナ難民の定住を受け入れるにあたっては、兵庫県姫路市、神奈川県大和市に「定住促進センター」を開設していましたので、定住難民の多くが退所後もその周辺に暮らしていたのです。車に母語の本を積んで、移動図書館活動なども行っていました。

ところで、先ほど、私たちは「ベトナム反戦世代」の教師に学んだ世代だと申し 上げましたが、私の世代は、「ポスト・ベトナム反戦世代」であると思います。今思

えば、ベ平連世代の教師・先輩は、ベトナムに大きな理想を見いだしていました。 大国にいどすか国、アメリカ帝国主義に挑か社会主義国、先進国(工業国)に挑か 発展涂上国(農業国)として、です。一方、私の世代は、ベトナム戦争後の難民の 受け入れを通じて、在日外国人の日本国内における人権保障の問題に触れ、リアル な人権問題を足元で考えなければならなくなっていました。「ポスト・ベトナム反戦 世代」の特徴は、ここにあると思います。

日本は、国民健康保険や国民年金制度などの社会保障制度から、それまで外国籍 住民を排除してきました。ですが、国際社会の責務として、難民の定住を受け入れ る以上、彼らを社会保障制度から除外し、無権利状態のままにしておくわけにはい きません。海外メディアからの批判などの「外圧」もあって、日本政府は国際人権 規約(社会権規約、自由権規約)、難民条約(難民の地位に関する条約、難民の地位 に関するおよび議定書)をそれぞれ 1979 年、1981 年に批准・加入するに至りました。 その結果、「社会保障の内外人平等」という国際人権法上の原則を日本政府も受け入 れることとなり、ようやく保険や年金、児童手当、住宅金融公庫や公営住宅などが 外国人にも開かれることとなりました。

私は、国際人権条約がこれほど大きく社会システムを変える力を持つことに驚き ました。しかし一方、当時係争中であった東京都足立区の年金訴訟のことを考える と1、こうした制度改革が、長年日本に暮らしてきた外国人住民からの問題提起の声 や、在日コリアンの運動に応えたものではなく、インドシナ難民の受け入れに伴う 「外圧」と、その結果としての国際人権条約の批准・加入によってもたらされたこ とにも留意しなくてはなりません。

<sup>1</sup> 金鉱鈞(1910年生まれ)さんは、国民年金制度が実施された際、荒川区役所の国民年金勧 奨員から「永住するなら加入しなければならない、加入したほうが得」と説得され 1960 年に 手続きをしましが、1976年、65歳となったので、年金請求手続きを区役所で行おうとすると 「韓国籍だから資格がない」と断られます。都庁、厚生省も真摯に対応せず、「納付分だけを返 す」という返答に終始したため、金さんは行政不服審査を経て裁判に提訴(1979)します。金 さんは東京地裁敗訴(1982.9)の後、東京高裁で勝訴(1983.10) するのですが、この間に日本が 国際人権規約・難民条約の締約国となったことから、すでに判決以前に、国民年金制度におけ る国籍による排除は撤廃されていました。

#### 3. 移住労働者の人権—市民権を越える

さて、国内の移住労働者の支援に関わりたいとの動機から、1989年からは神奈川 国際交流協会で、その生活相談などを担当する仕事に就きました。違法な労働条件 やピンハネ、労災の問題、強制売春、オーバーステイの両親から誕生した子どもの 登録や教育の問題など、新たな渡日者の生活保障に取り組むことになりました。

今でも強烈な印象に残っているのは、強制売春から逃れようと、ホテルの一室から飛び降りた女性のことです。彼女と私はほぼ同年齢でした。また、私自身が出産したのとほぼ同時期に、寿町のドヤのトイレでフィリピン人のお母さんが出産した子どものことも忘れられません。移住女性に関わっている中で、「同じ女性(人間)」として、国籍や出身地が異なるだけで、なぜ?という思いが生まれてきました。人権を単なる「市民権」の問題としてとらえるだけでは、こうした人々の権利は排除されてしまいます。人権は、人間の権利であると、強烈な実感を持って理解しました。神奈川県を中心に、移住労働者の実態調査に取り組み、もっと調査スキルを身に着けたいとの思いから、大学院入学を志したのも、この頃です。

一方、日本の市民権という枠組みを超えて、人権が普遍的なものであることや、

国際的に合意された基準があることを、どうしたら日本の市民社会に浸透させることができるのかと、考えるようになりました。そのことが、人権教育との出会いにつながりました。丁度、80年代の終盤、アジアではフィリピンを皮切りに「民主化第三の波」の中で民主化運動が広がり始めていた時期でした。こうした国々では、草の根の人びとが自らの人権を学び、その実現を国に対して要求していこう、という強い意気込みが芽生え、人権教育に対する熱心な取り組みが各地で生まれていました。大学院で社会調査を学ぶ傍ら、アジアから人権教育を学ぼう、と思いました。1990年代の半ば過ぎ、研究者となってからのことですが、あるときフィリピンでNGOと地元の住民組織がいっしょになって開いている、村(バランガイ)の学習会を見学しました。そこには熱心に国際人権規約を学んでいる中年女性たちの姿がありました。日本ではあまり見かけない光景なので、「なぜ国際人権規約を読み合わせ、学習しているのか」と尋ねました。すると「ここに私のカラパタン(権利)が書かれているから」という答えが返ってきたのです。私たちが、日本で国際人権規約を学ぶとき、こうした感覚を持ち合わせているか、と問われた気がしました。

#### 4. 日本の市民の「人権」観―「思いやり」は保護主義では?

これに対して日本では、人権は具体的な(自分の)権利としてより、「差別しないこ と」「人に思いやりを持つこと」のように、抽象的に、漠然としたレベルでしか、と らえられていないように思います。教員や公務員の方々の人権研修の場で、「人権っ て何ですか、あなたの言葉で定義してください」と問いかけてみると、一番多いの は「思いやり、やさしさ、いたわり」といった定義だからです。 人権=human rights には最後に s がつきます。ということは、人権は抽象的な価値ではなく、数えられ るほど具体的な権利の数々だということになります。しかし、世界人権宣言や国際 人権規約に書き込まれている権利を、具体的に自分のものとしてとらえている人は どれほどいるでしょうか?

ところで、みなさんは驚くかもしれませんが、"思いやりで人権問題は解決する" という考え方を支持する人のほうが、マイノリティ集団に対して「差別的な」態度 を持つということが、いくつかの自治体で実施した市民意識調査の結果に出ていま す。"思いやりで人権問題は解決する"と考える人のほうが、そうではない人より、結 婚や、就労におけるマイノリティの排除を肯定したり、「仕方がない」と考えるとい う傾向がはっきりと出てきます。

それは、「思いやり」という言葉のかげに、「自分より弱い誰か」を「強者である 自分が」助けてあげよう、というパターナリスティック(保護主義的、家父長主義 的) な気持ちが隠れているからではないでしょうか?相手が対等な存在だと思えな いからこそ、差別的な態度を取るのだと思います。

「弱者を守ってあげる」という発想は、人権の考え方とは異なります。マイノリ ティがエンパワーし、自分に関わる重要な決定に参加する力を持つことが、人権で す。≪我々のことを我々抜きに決めるな≫ (Nothing about us without us) という 言葉は、国連で障害者権利条約が審議された際に、障害当事者から繰り返し、提起 されたものでした。障害者が「保護」の対象にされ、自己決定の権利を奪われてき たことへの、強烈な問題提起であり、人権の原則を言葉にしたスローガンというこ とができるでしょう。

#### おわりに

私が市民社会の人権意識と、人権教育を研究テーマとするようになったのは、このような市民活動とのかかわりや、出会いの中からです。また、出会いがあったからこそ、研究調査を社会に返していく手段と方法についても、常に問われていると感じます。紙幅の関係からすべてを書きつくしてはいませんが、人権研究を志すなかで、アジアの民主化運動だけでなく、部落解放運動、在日コリアンの運動に関わる友人からも、大きな影響を受けました。これから調査研究を大学という場で学ばれる皆さんには、ぜひ、市民活動と研究の間を行き来してと思います。あなたの調査・研究を必要としている、共に社会に向き合おうとする現場と出会って欲しいしこれが、本日一番お伝えしたかったことです。

### 第5章 グローバル経済下の地域再生 - 「中間的社会空間」試論-

穂坂 光彦

#### 1. 山本義彦さんの視野

2015年12月6日、大阪市立大学に隣接する浅香地区の市営住宅集会所は、人びとの嗚咽に包まれた。部落解放同盟浅香支部顧問・山本義彦さんの葬儀である。亡くなる直前まで解放運動に東奔西走していた山本さんが、晩年に力を注いでいたことのひとつは、地元浅香の再生であった。小さな地区ではあるが浅香では、地区内の会社や福祉施設から診療所、薬局、共同浴場に至るまで、実質的に地域住民の手で運営されてきた。ところが今世紀になって、同和対策事業が終結し、改良住宅の家賃が改定され、そしてグローバルな市場化が押し寄せると、大阪市行政はコミュニティマネジメントの基盤となる土地を民間に転売し、行政と運動の接点であった隣保館も取り壊された。浅香は人が路で出会うことも少ない寂しい町になった。山本さんは反撃の砦として、市営住宅団地の1室を改造してカフェを開設し、それを住民のたまり場にして、住民の手で隣保館機能を再建しようと試みていたのである。

山本さんが初期に切り拓いていたコミュニティマネジメントは、部落解放という 社会運動も視野に入れたものであり、その基盤のひとつは、今でいうコミュニティ ビジネスであった。

「もう8年ぐらいになると思うんやけど。もともとその、運動してくには資金て要りますやんか。ところが、うちの活動予算は当時4千万くらいになって、その内で同盟費からの収入はほんの僅かや。ふつう考えたらそれは絶対おかしいですわね。それで企業経営みたいなものを考えていって、それで活動資金にしてかなあかんなってことがひとつあったわけですよ」「僕んとこは雇うときに、これは企業としてやると、だから『仕事保障』ではないと。いままで部落の人は運動の

なかで依存心ばかり強うなってしまって、楽して仕事したいって発想やねん。これはちょっと違うわ、僕ら考えてることと。事務所も地域で持ってても意味無いから他所に移そう、と。で、我孫子にもってるんですよ」「僕は将来は会社の利益で支部の人件費も出してやれると思ってるの。今は運動の力で、僕も市の出向のかたちや。だけどこれはいつまでも続かん。僕らの世代で終わりや。解放会館も出ていかなならんということもあるかもしれん。そのとき会社で力つけて、ビルひとつ建てるとかね。そのビルに会社の事務所も支部事務所もある、会社の儲けた金で支部の常任を雇う、と。そういうことも考えられるなと思う」(1997年6月浅香地区にて、筆者による山本義彦氏へのインタビュー)

しかし本章の主題は、ビジネスとしての経営論ではない。水平社宣言の結語「人間に光あれ」の「人間」は「じんかん」と読むのだと、かつて私は山本さんに教えられた。地域を再生するには、人と人の間のどういう関係が求められるのか、それを以下では考えたい。80年代にコミュニティビジネスを構想し実践した山本さんであるが、上の率直な発言にみられるのは、差別され不利な立場におかれた人々を、もはや運動が丸抱えして保護するのは困難であり、さりとてバラバラにされた一人ひとりを「自己責任」で外に放り出すのとはやはり異なる、地域がコントロールすることで人びとの活力を生み出す、独自の社会空間を創ろうという思想ではなかったろうか。

山本さんがこうしたコミュニティビジネスに着手していたころ、韓国ソウルでは「都市近代化」のためにスラムの暴力的な撤去が行なわれていた。抵抗する居住者は殺されたり、極寒の畑の温室に毛布を張って避難したりしていた。ようやく高層団地に再定住の場を確保したグループは、仮設住宅の時期から信用協同組合をつくり、縫製作業所など生計再建のビジネスを創出しつつあった。山本さんはこうした場を訪れ、浅香の経験を話し、大阪に招いた。当時の韓国グループは「あの頃の日韓交流がとても有益だった。山本さんから多くを学んだ」と、今でも述懐するのである。実は、グローバル化した経済の下で、人びとが住む場を奪われ、再建のためのコミュニティ基盤をも失った後に、新たな環境の中でどのようにコミュニティを

紡ぎ直していくか、ということは、現代のアジア都市を貫く大きな課題であり、大阪の被差別地区やソウルの撤去コミュニティは、それが尖端的に現れた地域だったといえるのである。

やはり大阪にある被差別地区「北芝」で、NPO「まちづくりネットワーク北芝」 をリードしてきた井上勉さんは、次のように話す。

「つながることで差別をなくす。関心を同じくしてつながるネットワークです。いろんな文化を入れる、地域を開いて、入ってきた人たちにも関わってもらう。すると当然摩擦を生じます。実際に地域の内外でつながるには、中間装置が必要なのです。それがこの NPO です。自尊感情が低くていきなり外に出にくくても、まずここに来る。外の人も面白いと思ったら、まずここに自由に入ってくる。」(2008 年 11 月北芝地区にて、筆者による井上勉氏へのインタビュー)

井上さんは、地域内に設けたいわゆる「中間支援組織」と呼ばれる装置の働きについて説明しているのだが、むしろこうした中間的

機能を成り立たせる「場」のイメージが語られているのが興味深い。人びとの活動領域(domain)やそこでの関係形成において「中間的な社会空間(intermediate social space)」ともいうべきものをつくりだしてきた、ということではないだろうか。

#### 2. 中間的社会空間のモデル

現代日本の主要な福祉課題は、制度が機能しないところで生じている。「南」の国々 (Global South)に対するいわゆる北側工業国のことを、ここでは高度制度化社会 (highly institutionalized society)と呼びたいのであるが、日本のように固く制度が張り巡らされ、制度外活動がしばしば違法活動とみなされがちな社会では、縦割り制度の谷間に落ちこんでいる問題はいっそう厳しく現れる。しかし考えてみれば、「制度」が成立する以前から「非制度」的な社会システムは人びとの暮らしを支えていたはずである。制度の側から発想すれば、地域社会にいかに行政サービスの「受け

皿」をつくるか、という課題になるが、逆に、いまや制度不全の社会で人びとが安心して生き抜くためにはどうすればいいのか、と考えていくと、非制度的な社会システムの再生を受けとめることができる制度とはどのようなものか、という問題になる。こうした視点の転換は、より緩く制度化されている(less institutionalized)「南」の国々では、なにも不思議なことではない。

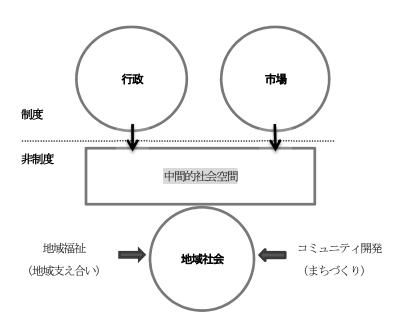


図 5-1 中間的社会空間のモデル (筆者作成)

いうまでもなく「制度」とは、行政による事業制度のみではない。フォーマルな市場機構も、村落共同体の伝統的な支え合いの仕組みも、制度である。ここでは「上から」のグローバル化に対応する地域変容を考えたいので、伝統的制度はすでに解体されている状態だと図式化しよう(その「再生」は大きな課題である)。世界に共通する問題として、グローバル化が進展した90年代を経て、政府機能が弱体化し、さまざまなサービスや生活必需品が商品化された。この時流に従えない人びとは、行政制度へのアクセスの剥奪や、市場からの排除によって、貧困化した。

日本の中山間地では、在宅介護の必要な高齢者が距離を隔てて点在し、たとえば 訪問看護師が効率よく巡回しなくては採算が取れない既存の介護保険制度では対応 できないという制度ギャップを生じている。問題は介護にとどまらない。農作物を 出荷するチャンネルがなくなり、公共交通機関が機能しなくなり、小売商店という 市場機構が回らなくなり、そして集落機能として支えあってきた村の伝統的制度も 担い手がいなくなっている。新自由主義的な処方箋は、個々人を「自立」させて市場に送り出し、「自己責任」によって生活再建を図らせようとするが、これは機能しない。自立のための前提が隠蔽され、必要な諸条件が無視されているからである。

行政による制度的福祉サービスの枠外で、住民同士の支え合う関係を構築することにより福祉ニーズを満たそうとするのが「地域福祉」であろう。けれども高度制度化社会で活動を持続させるためには、何らかの「制度化」が不可欠である。そして制度に依拠しすぎると、人びとの生き生きとしたイニシアティブや発想が殺がれ、逆に抑圧されていくというジレンマがある。一方、地域福祉を補完するようにみえるのが、近年「まちづくり」と呼ばれるコミュニティ開発である。地域の活性化を、グローバル化した市場の拡大・浸透に任せることなく、住民の活力を引き出し「手づくり」で進めるものである。しかしこれは、それに歓びを見いだせる人、元気な人が先頭にたって推進する性格のものであるから、次第に地域内格差を生じかねない。そこで求められるのが、住民による地域福祉的なまなざしとそれを生み出す関係性である。北芝の若手ワーカーである埋橋美帆さんは、ソウルのある名高いまちづくりの現場を訪問して感銘を受けた後、なお「でも、あのまちづくりは『できる』人たちの運動ではないか。北芝では、つぶやきを拾おうとしている」と感想を吐露した。

北芝のまちづくりで強調される「つぶやき拾い」は、組織されるワークショップでは発言されない、あるいはワークショップの散会後に道すがらフっと漏らされる、さらにはワークショップに出てこない人が街角で小さくつぶやく、そうした声を聞き逃さずに、みんなの問題として考えていくことを指す。つぶやきの背景にある福祉ニーズを住民同士が敏感にとらえ、自分たちにできる対応策を考え、行動に移し

ていくためには、住民を囲むある種の社会空間が必要なのである。人を制度的対象とのみ見なす行政介入や、貨幣的交換価値のみで能力判定される市場から相対的に独立した領域で、経済的社会的なバッファーに守られて、人びとは、制度的対象や市場的競争者としてでなく、まずは同じ地域に住む全的な生活当事者として出会い、コミュニティを基盤とするさまざまな試みにチャレンジし、そしてこうした自治的空間を媒介して、外部の行政や市場と関係を結び直していくことができる。このような媒介の場(領域)を中間的社会空間と呼ぶ。この形成こそが、地域福祉やコミュニティ開発が機能する前提となるのである。場合によっては、これはグローバル化の下で解体された伝統的制度の再生ないし代替装置として働く。

## 3. 中間的社会空間の実際

周知のように、アジア各地でマイクロファイナンス、さらにそれを基礎としたマイクロ保険が、草の根の貧困コミュニティに広がっている。とくに、政府や NGO が貧困削減事業のツールとして「外から」導入したものでなく、人びと自身が互助組織を形成し、工夫してつくりあげてきた共済型の草の根生活保障には、グローバル化のなかで再生されるコミュニティの新たな関係性が感じられる。スリランカのスラムに発した「女性組合」は、そうした好例である。グループ貯蓄から出発した互助組織が相互融資を行い、その融資回収によって資金を地域に循環させつつ、住



写真 5-1 スリランカ女性組合の貯蓄グループ 出所:北芝から見学に訪れた埋橋美帆・坂東希両 氏による

宅融資,年金・共済,さらに津波 被災者への復興プログラムを展開 してきた。

こうした活動は伝統的な「絆」を基礎に成立していると思われるかもしれないが、それは当たらない。多くの人は農村に生計の道を見いだすのが難しく、職を求めてスラムにやってきた。隣同士で肩を寄せ合って暮しているように見

えるが、互いの生活ニーズや背景はそれほど関知していない。つまり伝統的な共同 体に埋没しているわけではない。新たに互助組織をつくり、組織が連合して次第に 大規模な運動となって、自由意思でマイクロファイナンスやマイクロ保険に加入す るようになったのである。自前のプログラムに照らして、自身の利害を自覚的に判 断し、自己投資しながら所得保障を確保している。しかしそれは個別に「自己責任」 によって市場で選択するのとは異なるものだ。「南」の国々の全国津々浦々にマイク ロファイナンスが浸透することが、貧困層のグローバル市場への統合の一端として 説明されることは少なくないが、彼女たちはバラバラに裸で市場と対峙しているわ けではない。自由意志で築いた組織的連帯を通じることによってこそ、資金アクセ スを高めているのであり、またこうした中間組織を媒介する社会参加が逆に共同性 を高めるのである。この独自の中間的経済社会空間という組織的側面を見落とすこ とはできない。

先に日本の中山間地問題を挙げたので、それにも触れておこう。たとえば高知県 黒潮町では「庭先集荷」が試みられてきた。町からの委託で、山道を車で巡って農 家から集荷するチームが現れた。その結果、それまで作付も止めて閉じこもりがち だった高齢農家の人びとが再び出荷するようになった。その一人、宮尾きみ子さん (当時80歳) は、市場に参加することで他者とつながる手ごたえを、次のように語 る。

「穫れたものを人にあげれば有難うと言ってくれますが、本当に必要なのかは分 かりませんですね。でも直販所で売れるということは、お金を出しても欲しいと 思ってくれる人がいるということ。楽しみです。」(2012年8月、黒潮町)

そのようにして高齢者が働く歓びを回復し元気になり、村の生産的人口が維持さ れる、という循環は重要である。では、それは高齢者一人ひとりを「自己責任」で 市場に放置することなのか。集荷者(ビジネスパートナーと呼ばれる)の一人であ った米津徳夫さんは「自分は福祉ワーカーとして働いているわけではない。でも、 かといって作物とお金の交換ビジネスをしてるだけでは、集荷自体が成り立たない」



写真5-2 中山間地で放棄された茶畑が老人クラブによって再生され、ブランド茶を生み出した(高地県土佐町)

出所:筆者撮影

と言う。庭先で話を聴きながら、いわば自然に見守りをし、時には 買物を代行し、さまざまな情報を 伝え、という「支援」の役割を担 うのである。一方、宮尾さんに「ど うやって売りに出す野菜の値段を 決めますか」と聞くと、「自分は年 金でなんとか食べていけるので、 他に同じものを出荷してそれで生 活してる人がいるときには、出す のをやめたり、あまり安くしない ように気をつけます」と言う。

つまり、グローバル化した市場と高齢農家との中間領域に、形が不ぞろいで出荷数や時期も不安定だが、それゆえに、それなりに、取引できる「中間的営農」の場が開け、それは支援や配慮によって、すなわち村人の関係を再構築しながら、支えられているのである。黒潮町の場合は、この集荷チームは有限会社であり、いわば中間支援組織として行政のエージェントを演じていることになる。だが組織としての中間支援機能のみでなく、その基盤として、縦割りを越えにくい行政や、セールス基準によって選別される市場から相対的に距離を保つ「中間的」経済社会空間が成立していることも、忘れてはならない。それは近年注目されている「中間的就労」や「半福祉・半就労」にも通底することであろう。

## 4. 中間的社会空間のインパクト

最後に、冒頭に述べた山本さんのカフェ開設に懸けた思いを記しておきたい。山本さんは、その開設資金の一部援助を、大阪市立大学都市研究プラザとの共同研究を通じてACHR(アジアのスラムリーダーや活動家のネットワーク)に要請していた。その構想について確認するために、ACHR事務局長ソムスック・ブーニャバンチャー女史が2013年5月に浅香を訪問した。以下は、その際の対話の抜粋である。

- 山本「(同和対策事業が終結した) 2002 年後の新しい状況として、これまでの『公助』 を前提にした運動の蓄積のみでは立ち向かえない問題が広がっている。若い世代 の流出、地区外からの貧しい層の流入、高齢化、孤立化。いま運動を再建するた めに、アジアとの交流によって、貧しい人たちが自ら立ち上がり、支え合いの『共 助』を作り出す姿に学びたいと考えている。」
- ソムスック「政府がやってきたサービスをあなたがたが単に肩代わりする、という ことではなく、人びと自身がつくりあげ『自分たちのもの』とする、ということ になるのか。」
- 山本「老人会に対して『孤立死したいのか』と問いかけ、みなが考え、自ら出資し て、その金で共同空間をつくれるところまできた。留学生を含め若い世代も一緒 になってアイデアを生み出し、孤立しがちな人たちが『生きる夢』をもてるよう にしたい。」
- ソムスック「この事業が、単に浅香での福祉サービスを維持する、というのでなく、 戦略的に広い社会変化へどのようにつながるのか。」
- 山本「このカフェの試みと ACHR の支援について解放新聞に寄稿して、アジアから このように注目されている、と広報する。全国に伝わって、新しい動きが各地で 始まりうる。私たちは、被差別ゆえに他の差別にも気づくようになり、障害者支 援サービスにも着手し、それを通じて多くの問題を学び、かつ地区を越えるつな がりを意識してきた。この事業は浅香だけでなく、他の地区との共同事業として 構想しており、共通の問題を抱える市内 12 地区にやがて広がるし、部落差別以外 の問題を抱える人や地域と、ともに活動していく基盤になる。」

地域内で守られうる自治的空間を、社会的経済的に、そして物理的にも生み出す こと。それこそが、地域を荒廃させる行政と市場とに抗する社会変化への拠点とな ることを、故山本義彦氏は思い描いていた。

## 第6章 コミュニティに根ざした社会的企業が求められるのはなぜか

水野 有香

### はじめに

失業、ワーキングプア、ホームレス、引きこもりやニートの若者、高齢者の貧困 や孤独死など、多様な社会問題の背景には「社会的排除」の問題が横たわっており、 今日の日本において深刻な課題となっている。これまで日本社会において政府とと もに主要なセーフティネットの役割を担ってきた企業や家族は、その機能を果たせ なくなってきており、それを補完する主体が求められている。

このような状況下で、失われたコミュニティを紡ぎ直し、事業を通して、今まで顧みられなかった社会的なニーズを充たすためのサービスを提供し、あるいは、さまざまな不利な状況を抱えた人々に就労の機会を提供しながら、社会的包摂を可能とする担い手として、今日、大きな注目を集めているのが、社会的企業である(藤井 2013a:1-2)。

本章では、社会的排除の構造と社会的包摂政策を概観したうえで、社会的包摂の 担い手としての社会的企業の役割について検討する。そして、コミュニティに根ざ した社会的企業が求められるのはなぜかを考察する。

## 1. 社会的排除の構造と社会的包摂政策

## 1-1 「社会的排除」概念と社会的包摂政策

1960 年代半ばにフランスで生まれた「社会的排除」という用語は、次第に同国の現代の社会問題を語るうえでのキーワードとなり、それを克服するための包摂政策が進められるようになった。

社会連帯を重視するフランスにおいては、社会への「参入」を阻止された状態を「排除」と捉え、労働市場だけでなく、家族や地域社会、そして何よりも福祉国家の諸制度への「参入」を阻止されている=「排除」されている、という側面が強調された(岩田 2010:10)。

また、EU においても、1988 年に「社会的排除」についての議論が開始された。 1992 年には欧州委員会公式文書にて「社会的排除」についてかなり明確な概念が定 義され、1997 年に調印されたアムステルダム条約では、社会的排除との闘いが EU の主要な目標のひとつに加えられた。そして、2010年に採択された「欧州 2020 戦略」 では、「包摂的な成長 (Inclusive growth)」のスローガンの下、「貧困と社会的排除 にある人」の数を 2020 年までに 2000 万人減らすという数値目標が掲げられた。

こうして、フランスで生まれた「排除と参入」は、EU のなかで「社会的排除」(social exclusion)と「社会的包摂」(social inclusion)という対語に変化し、次第に加盟国 の社会政策のキーコンセプトとなって現在に至っている (ibid. 10)。

### 1-2 日本における社会的包摂政策

「一億総中流」であると言われてきた日本においても、日本的雇用慣行の崩れや 家族機能の低下が表面化した 2000 年前後から「貧困」の問題が議論されるようにな った。そして、多くの場合、経済的困窮からの脱却だけでは問題は解決しないこと が明らかとなった。この問題を社会的排除の概念で捉えることで、労働市場への統 合や基本的権利のアクセスの質が低くかったり、経済的・社会的・政治的・文化的 次元といった多次元的な排除が連鎖して深刻化したりすることも解明されてきた。 こうした状況を「社会の問題」と捉え、なぜ貧困や孤立に追い込まれるのかを考え、 その仕組みを変えていこうとするのが「社会的包摂政策」である。

日本においては、2000年に公表された厚生労働省の「社会的な援護を要する人々に 対する社会福祉のあり方に関する検討会」の報告書で、初めて社会的排除・包摂とい う用語が公的文書に使われた。そこでは、新たな福祉課題への対応の理念として、 社会的包摂のため今日的な「つながり」の再構築を提言している。

こうした社会的包摂の考え方は、日本の社会政策においても芽生えていたものの、 体系的な政策は行われてこなかった。2011 年1月に、総理大臣直属の組織として、 「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが設置され、同年4月には、特命チーム の政策を具体化する実働部隊として、内閣官房に社会的包摂推進室が設立された。 また、同年5月には、「社会的包摂政策を進めるための基本的考え方」と題する基本 方針が決定され、日本の社会的包摂政策が進み出すと思われたが、自民・公明政権 誕生直後の2013年1月に社会的包摂推進室は廃止された。

社会的包摂の考え方は、就労を中心とした「自立」政策のなかで活かされているが、体系的な政策は実施されていない。

ただし、日本においては1970年代頃から「貧困や社会的排除にある人」に手を差し伸べ、社会に包摂しようと草の根的に活動を続けてきた非営利組織が育っている。ホームレス支援、障害者共同作業所運動、生協運動、不登校・引きこもりの若者支援などの多様な社会運動の潮流から発生したものである。こうした団体は、独自事業のみならず、政策遂行の主体としても社会的包摂の重要な担い手となっている。次節では、この社会的企業に焦点を当てる。

### 2. 拡大する社会的企業の役割

#### 2-1 社会的企業とは

社会的企業の定義は、国や組織によって異なっている。日本においては、社会的 企業に関する法律はなく、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス、市民事業 などとしても議論されてきたが、近年「社会的企業」として定義されるようになっ てきた。

2014 年に実施された内閣府の「我が国における社会的企業の活動規模に関する調査」においては、社会的企業を「社会的課題を、ビジネスを通じて解決・改善しようとする活動を行う事業者」であり、以下の7つの条件すべてを満たすものと定義している¹。①「ビジネスを通じた社会的課題の解決・改善」に取り組んでいる。②事業の主目的は、利益の追求ではなく、社会的課題の解決である。③利益は出資や株主への配当ではなく主として事業に再投資する(営利法人のみの条件)。④利潤のうち出資者・株主に配当される割合が50%以下である(営利法人のみの条件)。⑤事業収益の合計は収益全体の50%以上である。⑥事業収入のうち公的保険(医療・介護等)からの収益は50%以下である。⑦事業収益(補助金・会費・寄付以外の収益)のうち行政からの委託事業収益は50%以下である。

同調査によれば、社会的企業の経済規模は以下のように推計される。企業数は20.5 万社(経済全体の11.8%)、付加価値額は16.0兆円(経済全体の3.3%)、そして有

<sup>1</sup> 特定非営利活動法人については、①及び②について、全ての法人は満たしているものとする。

給職員数は577.6万人(経済全体の10.3%)である。

### 2-2 社会的企業の事業とコミュニティとの関わり

日本においては、社会的企業に特定の法人格がなく、組織は NPO、株式会社、一 般社団法人、社会福祉法人、企業組合、LLP、任意団体など多様な形態をとってい る。また、いくつかの形態を組み合わせて事業を行う組織もある。

社会的企業は、個々の組織のレベル、あるいは少なくともネットワークのレベル において、サービス供給の機能だけでなく、同時に、コミュニティ形成、社会運動 やアドボカシーといった複数の機能を併せ持つことが求められる(藤井 2013b:81)。 その具体的な事業は、理念型として①公共サービス参加型事業(準市場・公共調 達)、②コミュニティ基盤型事業、③問題対応型事業の三つに分けることができる2(川 村 2015:8-14)。そこでは、「社会的課題」として広く認識されているものは①、 特定の地域社会や当事者グループにとっては重要な課題だが、政府や自治体が中心 となるべきかどうか議論が分かれるものは②、まだ社会的課題が十分に社会に位置 付けられていないものは③と分類されている。

特に、②と③の事業においては、社会的企業とコミュニティの関係が重要である。 ②の事業では、社会的企業が、当事者グループや地域社会のコミュニティのニーズ をくみ取り、コミュニティの参加を得ながら、その価値と意思の実現を目指す。つ まり、コミュニティの実態やニーズを正確に把握し、コミュニティを巻き込んでい くことが求められるのである。

また、③の事業では、当事者支援など独自の活動を行うとともに、社会に対し問 題提起を行い、社会的含意を生み出していくことから始めなければならない。 たと えば、支援対象が障がい者やホームレスなど偏見・差別が生じうる場合、事務所や 施設を置く段階でコミュニティの理解を得るのに数年かかるということもある。 そ して、事業を安定的に展開していくためには、地域の社会的資源と多様なつながり を構築することが必要となる。労働統合型社会的企業の場合、就労支援面では、体 験就労の場や就労受け入れ先として、社会生活面では、当事者の社会的関係性の(再)

<sup>2</sup> ただし、実態としては、一つの事業が複数の性格を持ちその区分が難しいことや、これらの 組み合わせで事業を進めることも多い。

構築のみならず、基本的信頼の回復のためにもコミュニティとの良好な関係が求められる(大高・北島 2013:15)。そのため、社会的企業は、独自の活動のみならず、まちづくりや地域社会への貢献を活動の重要な要素と考えている。

## おわりに

安倍政権が目指す「一億総活躍社会」とは、「若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、みんなが包摂され活躍できる社会」であるという。社会的排除の問題が深刻化するなかで、日本政府は社会への包摂に向け、生活困窮者に対する第二のセーフティネットを新設した。そこで求められる対象者一人ひとりに寄り添った支援は、社会的企業が実践しノウハウを積み重ねてきたものである。独自事業、政策の担い手のどちらにおいても社会的企業の活躍の場が広がるなかで、社会的企業がコミュニティに頑丈な基盤を築くことは、事業を円滑に進め、コミュニティの再生、コミュニティを基盤とした課題解決の可能性や社会を動かす力を高めることにもつながるのではないだろうか。

### 参考文献

藤井敦史(2013a)「ハイブリッド組織としての社会的企業」藤井敦史・原田晃樹・大高研道編著『闘う社会的企業 コミュニティ・エンパワーメントの担い手』勁草書房, 1-19 頁.

--- (2013b)「ハイブリッド構造としての社会的企業」藤井敦史・原田晃樹・大高研道編著『闘う社会的企業 コミュニティ・エンパワーメントの担い手』 勁草書房, 79-110 頁.

岩田正美 (2010)「社会的排除 ワーキングプアを中心に」『日本労働研究雑誌』597 号, 10-13 頁. 川村暁雄 (2015)「社会的企業の意義と可能性」牧里毎治監修 川村暁雄・川本健太郎・柴田学・

武田丈編著『これからの社会的企業に求められるものは何か カリスマからパートナーシップへ』ミネルヴァ書房、2-21 頁.

大高研道・北島健一 (2013)「生活困窮者・孤立者の就労支援と社会的企業」ホームレス資料センター『生活困窮者・孤立者の就労による生活再建の先進事例とあるべき仕組みに関する調査研究事業報告書』10-18 頁.

# 第7章 まちとエスニックマイノリティ -八尾市のケースから-

鄭 栄鎭

#### はじめに

「まち」にはさまざまな人々が暮らす現実がある。日本語しか解せない「外国人」 がいれば、日本語を解さない「日本人」も存在する。その人の保有する国籍や「文 化」をもってその人を理解することは不可能である。「外国人」という「日本人」と 対になったことばは、「まち」で暮らす人びとの現実にはふさわしくない。「外国人」 という一般的イメージと、「まち」で暮らす人びとの現実に乖離が生じて久しい。本 章が「外国人」ではなく「エスニックマイノリティ」ということばを用いるゆえん である¹。

本章がフォーカスするのは、大阪府東部に位置する八尾市である。後述するが、 八尾市ではエスニックマイノリティをいつか祖国に帰る人びとたちではなく、「まち」 に暮らし続ける「住民」として位置づけるべく、市民レベルによるさまざまな実践 とそれらに後押しされた行政施策が繰り広げられてきた。「多文化共生」がいわれる 昨今、これらの実践から学べることはけっして少なくない。 エスニックマイノリテ ィは「まち」の多様化を促進し、まさしく「共生」の「まち」に欠かせない存在で あるが、一方では、陥穽にも注意を払い続ける必要もある。

## 1. 八尾市とエスニックマイノリティ

八尾市は大阪府東部に位置する人口 26 万 9,068 人 (2015 年 3 月末現在)<sup>2</sup>、市域 面積41.72 kmを有する特例市である。1948年に2町3村の合併により市制が施行さ れ、のちに幾度かの合併を経て現在の市域が確定している。

<sup>1</sup> ただし、文脈や引用などに応じて「外国人」と表現する場合もある。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 八尾市「平成 26 年度住民基本台帳人口」http://www.city.vao.osaka.jp/0000025539.html (2015年11月9日閲覧)

産業では、佐野 (2010) による 2010 年の大阪府下市町村 GDP の試算によれば、9,299 億円で府下7番目に位置し、また、産業別比率では、第二次産業が 40.8%、第三次産業が 58.1%を占め、第二次産業の比率では「中小企業のまち」として知られる東大阪市の 26.4%よりも高率となっている。

この八尾市の特徴のひとつとして、エスニックマイノリティの存在があげられる。 八尾市では外国籍住民の比率が高い。八尾市人口のうち外国人住民数は 6,574 人を 占め、人口比 2.43%となる(八尾市 2014)。これは同年末の日本の総人口に占める在 留外国人数の割合 1.6%よりも高い。ただし、日本に暮らすエスニックマイノリティ を把握する統計は、いずれも「国籍」でそれを集計している。つまり、かつて外国 籍を保有し、現在は日本国籍を保有する人びとは統計上にはあらわれない。それら の人びとを加えたとすれば、その数値はさらにふくれることが容易に考えられる。

八尾市には、外国籍保有者が集住する地域を中学校区単位でみると大きく4つあり、それぞれに特色がみられる。「中国」が外国籍保有者の7割を超えるA中学校区、「韓国・朝鮮」が多く、「ベトナム」も多いB中学校区、「ベトナム」が多いものの、他地区と比べてこれら以外の外国籍保有者が多いC中学校区、そして、「韓国・朝鮮」の割合が外国籍保有者の半数を超えるD中学校区がある。

「中国」「ベトナム」といった、いわゆる「ニューカマー」が八尾市において増加したのは1980年代以降の傾向であるのに対し、いわゆる「オールドカマー」の「韓国・朝鮮」が多いのは、古くからの傾向である。部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局(1982)によれば、1931年には八尾市の安中地域において「西の朝鮮街」とよばれる集落ができはじめ、もっとも多い時には200世帯を超える人たちが暮らしていたという。また、1945年以後には「東の朝鮮街」とよばれる集落もその近隣にできたという。1948年の大阪府統計によれば、八尾市の外国人数は1,686人であり、前年の八尾市人口6万3,935人から導いた比率は2.43%となり、2014年現在の比率とほぼかわらない数の「外国人」が八尾市に暮らしていたことがわかる(大阪府 1951)。

\_

閲覧)

<sup>3</sup> 佐野浩「大阪府の市町村民経済計算の試算について」、 http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1949/00103312/26RONSHU/sano.pdf (2014年12月2日

では、八尾市に「外国人」、エスニックマイノリティが引き寄せられた要因につい て、オールドカマーとニューカマーとでわけて考えたい。まずはオールドカマーで ある。「明治期から国鉄関西線八尾駅付近は、紡績・製油などの工場ができてきた。 その上、第一次大戦の好況期からは黄燐燐寸、ニカワ製造、撚糸、貝釦、歯刷子原 料製造など多種類の中小工場が進出してきた。このため龍華村は大正から昭和にか けて人口が著しく増加し、八尾の町村の中では随一の増加率を示している」(八尾市 史編集委員会 1983) とあるように、中小工場の増加による就労機会の増加がとりあ えずは考えられるであろう。そのうえで、「朝鮮街」の出現にみられるように、エス ニック間の伝手や親族ネットワークによる移動なども考えられる。

ついで、ニューカマーをみれば、安価な公営団地の存在がある。先述のA、B、 C地区には旧雇用促進住宅、府営団地があり、ニューカマーがそれらへの入居を公 的機関から斡旋されたことが考えられる。 さらに、それら住宅近くに存在した中小 零細工場での就労などもあげられよう。そして、集住することにより、生活に密着 したエスニック雑貨店や食堂が開店し、それらがエスニックネットワークの結集点 となりえる。八尾市において、これら結集点たる場所の機能を明らかにしていくこ とは今後の課題でもある。

## 2. 八尾市におけるエスニックマイノリティ支援

八尾市では「外国人市民」という表現を用いている。「外国人は八尾市に居住する 市民であり、積極的に姿勢に関与してもらいたい意図から」である(八尾市人権文 化ふれあい部文化国際課 2009: 2)。ここでいう「市民」とは「住民」と同意だと思 え、「外国人」と「日本人」との間の揺らぎのない境界線が確認されるが、国籍で住 民を区分していないことがとりあえずは理解できる。しかしながら、「外国人」は八 尾市で市制が施行された過去から「住民」であったのだろうか。

資料をみれば、八尾市幹部が「日本国憲法の基本的人権は、外国人には関係ない」 「外国人は住民のうちにはいらない」といった発言をしたというものがある(1979)。 この資料からは、「外国人」が「住民」としてあつかわれていなかったことがわかる が、一方、2003 年に発行された「八尾市国際化施策基本指針」では、八尾市の国際 化について「行政、市民運動、外国人コミュニティの連携によって、先進的自治体 としての評価を得」てきたともしている(八尾市 2003)。したがって、八尾市でエスニックマイノリティが「住民」として位置づけられる過程において、市民運動、外国人コミュニティがいかなる役割を果たしたかを探ることが不可欠となるが、後述する。

数ある八尾市のエスニックマイノリティ支援のうち数例をみると、1981 年の市一般職員採用試験において、外国籍保有者の受験の門戸を開放したのをはじめ、同年の国民年金法及び児童手当に関する三法の国籍条項撤廃に先駆けた市単費での暫定的措置の実施、そして、1987 年の「ベトナム人児童・生徒」「中国引き揚げ児童・生徒」を対象とした「言語活動にかかる特別指導の事業要綱」、1990 年の「在日外国人教育基本指針」策定などがある。これらの支援を行政に求める運動を行ってきたのが、「トッカビ子ども会(現・トッカビ)」をはじめとしたエスニックマイノリティの当事者と、支援する日本人による住民運動や労働運動などであった。上述の市一般職員採用試験の外国籍者への門戸開放、在日外国人教育基本指針の策定において、時には庁舎前での座り込みなどの抗議運動をともないながら、エスニックマイノリティはこの「まち」に暮らし続ける「住民」としてみずからを規定し、「住民」だからこそ国籍で制限されることのない行政措置を求めてきたのである。

上述の住民運動は、行政に要望の声をあげるだけではなく、市の「国際化」を促す取り組みを、みずから行ってきてもいた。1981 年からはじまった「在日韓国・朝鮮人児童・生徒のためのサマースクール」や、「民族文化フェスティバル」、「国際交流野遊祭」など、地域レベルで、まさしく「足元」からエスニックマイノリティがコミュニティで受容されていると実感することができるような諸実践を行ってきた。そして、これらの実践からえたエスニックマイノリティの生の「声」を、住民運動を展開して行政へと届ける役割をはたしてきたのである。

これらの住民運動の特徴としてあげられるのが、一過性の「支援」を求めるのではなく、「施策化」を求めてきたことである。上述のサマースクールやフェスティバルを市の施策として実施することで、事業の永続化をはかることができ、かつ、エスニックマイノリティを対象とした事業を市が実施することで、それらの者たちの市への信頼感を高めることができる。そして、これらの事業は、施策化が行われることで、「やってもやらなくてもよいもの」から「やらなくてはならないもの」へと

質的な変化をも遂げ、上述のとおりに永続化をはかることができたのであり、その 効果はけっして少なくない。

## おわりに

八尾市におけるエスニックコミュニティは、傾向的にはエスニックマイノリティ 間のインフォーマルなネットワークを媒体として成立しているものといえよう。上 述の住民運動におけるオールドカマー当事者のネットワークもそうであったといえ る。 近年のニューカマーによるエスニックコミュニティも同様の傾向にあるのはた しかだと思われるが、他方では、主流社会とは異なる言語の看板などが集住地では かかりはじめるようになり、これまで不可視化されていたものが、可視化されつつ あるともいえる。ただし、可視化されつつある現状と、エスニックマイノリティを 「支援」する施策の存在が、エスニックマイノリティの「安心」に即つながると考 えるのは拙速である。

八尾市の関係団体が発行する観光情報誌にて、とあるベトナム料理店が紹介され ている。「ベトナムの人たちが多く住むエリアでマスターのドンさんと妻のアンさん のおしどり夫婦が営む家庭食堂」とされており、コミュニティ内のベトナム人の存 在とその食文化が八尾市の観光資源として認定されたといえなくもない(一般社団 法人八尾市観光協会 2014)。しかしながら、観光情報誌の性格からも限界は否めな いが、それを読む限りでは、この「おしどり夫婦」がどのような経緯でこの「まち」 に暮らすことになったのか、ベトナム人がなぜそのエリアに多く住むのかはまった く理解できない。エスニックマイノリティは、その存在と保有文化が可視化される とともに、「消費」される存在ともなる危険性を常に背負っていることに留意すべき である。

エスニックマイノリティが可視化されることはけっして否定すべきではない。た だし、それらとエスニックマイノリティが安心して暮らすことのできる「まち」が 常に両立しているとはけっしていえない。観光情報誌で掲載されること自体は肯定 的にとらえるべきであるが、その取り上げ方如何では、「まち」に暮らすエスニック マイノリティの歴史的背景への無理解につながり、偏見を強化することもありえる。 また、現実に存在するエスニックマイノリティへの差別や構造的な不平等を覆い隠 すことにもつながりかねないのであり、これら陥穽には常に注意を払う必要がある。 「まち」における共生にはエスニックマイノリティは欠かせないが、一方では、当 事者の「こえ」をいかに「まち」に伝えていくのかも問われ続けよう。

### 参考文献

部落解放同盟大阪府連合会・解放新聞社大阪支局(1982)『被差別部落で生きる朝鮮人』. 一般社団法人八尾市観光協会(2014)『YaoMania』 Vol.5 秋増刊号, 11 頁.

大阪府 (1950) 『昭和 25 年度大阪府統計年鑑』http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/nenkan/ (2015 年 11 月 6 日閲覧).

八尾市 (2014) 『八尾市統計書 2014 年版』 http://www.city.yao.osaka.jp/0000027370.html (2014 年 11 月 26 日閲覧).

八尾市人権文化部人権国際課(2003)『八尾市国際化施策推進基本指針』.

八尾市人権文化ふれあい 部文化国際課『八尾市外国人市民情報提供システム調査報告書』.

安中支部差別国籍条項撤廃闘争委員会 (1978) 『願書も受け取らぬ八尾市!』.

八尾市史編集委員会(1983)『八尾市史(近代) 本文篇』.

# 第8章 台湾における公的扶助と補完的貧困政策 一台北市を事例に一

中山 徹

東アジア先進国(韓国・台湾・香港)の福祉政策の解明は、ここ10年、社会政策 領域では学術的課題となっている。社会の底辺にある排除されている人々に対する 支援システムの構築は上記諸国の共通の課題となっている。

本章の目的は、東アジア先進国の一つである中華民国(以下、台湾とする)にお ける遊民支援の制度的枠組みと遊民の概要を踏まえ、それを補完している就労・生 活支援施策について概括することである。そこで、第1に、遊民支援の先進自治体 である台北市における制度的枠組みと遊民の現状、第2に、遊民支援の具体的内容 を示し、第3に、公的扶助制度である社会救助制度の制限的特徴を、第4に、台北 市独自の「游民職業・生活再建事業」による游民支援を貧困政策の中で位置づける ことである。

## 1. 台北市における遊民支援の制度的枠組み

台湾においては、日本の狭義の「ホームレス」(「ホームレスの自立の支援等に関 する特別措置法」第2条)に近い概念は「遊民」である。

台北市における遊民支援の制度的枠組みの第1は、「社会救助法」(日本の生活保 護に該当)、第2は、同法第17条2項に規定に基づき台北市が独自に策定した「台 北市遊民安置輔導自治條例」である。そして、第3に、第1と第2を繋ぐ台北市の 独自支援施策である 2001 年から仕事による金銭給付「以工代賬」等関連施策を統合 し、その後拡大した「台北市遊民職業・生活再建事業」がある。

公的扶助制度である「社会救助法」において、同法第17条2項において遊民に関 して、警察や社会福祉部門や親族への通報のほか、彼らへの支援については、自治 体が独自に定める、と規定しているため、遊民の統一した定義はなく、地方自治体 によって定義や遊民支援策の在り方は異なっている。また、後述するように「制限 扶助」主義をとっているため、遊民に対してもその適用はかなり制限的である。

第2の台北市の遊民支援の根拠法は「台北市遊民輔導辨法」(1994)であったが、2014年1月に改定され、「台北市遊民安置輔導自治條例」となった。同条例の特徴の1つは、遊民の定義を修正した。恒常的に公共の場所あるいは人々の出入する場所にいる者(同法第2条)といった野宿空間や野宿頻度等を示す定義に修正された。2つ目は、遊民の支援に係わる部局間の連携の制度化とそれぞれの役割を改めて明確にしたことにある。主たる担当部局は、社会局であるが、労働局、衛生局、警察局、民政局等の役割が明記された。なお、「遊民」という言葉には、差別的な意味合いもあることから、「街友」と別の呼称を使用する場合もある。

### 2. 台北市における遊民の現状

台湾全体の遊民数は、2014年末現在で2533人(男性2253人、女性280人)、台北市は586人(男性527人、女性59人)で最も多い。台北市による2015年6月~9月現在では544人(男490人、女54人)であり、時系列でみてもドラスティックな変動はなく500人から600人程度で推移している。

台北市における遊民数は、台北市社会局調査では、621 人(2015 年1月~3月)である。そして、地域的には集中しており、中正区と萬華区 450 人で、台北市の遊民の約90%を占めている。特に、中正区・台北駅(120 人)、龍山寺「公園」80 人、台北駅 120 人、西門町50 人、である。性別では、男性が90%である。また20%が高齢者で身体障害者も10%である。戸籍別では台北市市民が35%で、新北市が35%となっている。寝場所は、地下街、河川、公園、寺等、あるいは、安い旅館、トイレ・台所・シャワー等共有の狭小低家賃住宅等である。主な収入源は、①臨時的仕事(臨時工、陣頭(冠婚葬祭における行列の仕事―紅陣頭・黒陣頭))、②プラカード持ち等の日雇い仕事、③障がい者に対する社会福祉の金銭給付、③「栄民」(蒋介石と共に台湾に来た国民党軍人で、金銭給付がある)に対する金銭給付、④仕事によって受給できる金銭給付(「以工代賑」)、⑤無料大手新聞やビッグイシューの販売がある。だが、年齢や体力不足により長く働く事に困難さを抱えている。形成の社会的要因としては、失業や高い家賃、社会住宅、福祉サービスの供給不足等が指摘されている。個人的要因としては、生育歴、低学歴、健康問題等がある。

### 3. 遊民への社会救助法の制限的適用

第1の台湾における公的扶助制度を定めた「社会救助法」は、一般扶助主義であ る日本の生活保護制度とは異なり制限扶助主義をとっている。具体的には年齢要件 や当該自治体における戸籍の有無といった「戸籍要件」、戸籍所在地に居住していな ければならないといった「居住要件」、「年齢要件」(稼働年齢 16 歳~64 歳)、「所得 に関するみなし」要件等があるため、遊民は救済対象から除外されがちである。65 歳以上になって初めて社会救助法の対象となるが、65 歳以上であっても、申請世帯 が戸籍所在地に居住していなければならないといった戸籍所在地という要件があり、 申請自体制限されている。例えば、台北市に戸籍がない者は申請ができない。また、 游民の場合、住居がないため申請ができない。遊民支援策として社団法人台湾芒心 慈善協会等の支援団体による民間の低廉住宅の開拓・確保が大きな支援課題となっ ている理由はここにある。日本における生活保護制度による脱路上化を図る支援が できにくいことが最大の特徴である。台北市には、社会救助(「低収入戸」)受給者 向け市営住宅は4ヶ所で、総戸数は約1500戸あるが、2015年4月時点で、単身世帯 向け住宅は申請が停止されおり、圧倒的に単身者が多い65歳以上の元游民に対する 居住保障・確保という点では機能していないと言えよう。

## 4. 台北市における遊民支援

表 8-1 は「台北市遊民安置輔導自治條例」を基礎とした支援の拠点と社会資源を みたものである。市当局と民間支援団体によって様々な支援が実施されていること がわかる。他の自治体との協力の下での戸籍所在地等への移住支援等といった台湾 固有の支援や施設入所が基本であるが、それ含めて以下のような様々な支援策が実 施されている。第1は、中間施設(中途の家)への収容である。社会局公設の収容 人数は113人(遊民収容センター84人、平安居29人)である。また民間支援団体が 運営する中間施設には1人1泊あたり 250 台湾元の補助が台北市より支給される。 第2は、遊民専門チームと民間支援団体によるアウトリーチである。民間支援団体 に対しては補助がなされる。第3は、医療支援で、健康診断や社会局負担の病院へ の入院や健康保険の取得支援などがある。 第4は、労働能力のない遊民に対する高 齢者施設等への長期的入所支援である。第5は、就労支援である。後でも触れるが、

台北市労動局(旧労工局)との連携のもとで、求職活動に必要な交通費支給や生活費支給、さらに社会局や労働局の一定期間ではあるが仕事の提供といった就労支援である。最近の試みとして地域コミュニティとの協力下で、遊民を清掃業務のために派遣や公的霊園の整理等が実践されている。第6は、社会局による家賃補助である。最後に、冬季だけのシェルターである。2005年から萬華社会福祉センターに設置されており、食事や寝床を提供している。また2014年より台風の時にもシェルターを開設している。

以上のように、「遊民収容センター」、「平安居」といった中間施設への入所重視と 社会局萬華社会福祉センター専門チームと労働局の役割分担の下に、民間支援団体 による路上生活を前提とした食事や必要な物品の提供、無料の医療支援といった現 場での支援がなされている。そして、近年、上述した5と6の就労支援や脱野宿化 を図る施策の展開が注目されている。また、地域コミュニティへのサービス提供と いった展開がなされている。しかし、表 8-1 にみるように路上にいる人々と中間施 設(中途之家)の総入所定員数とを比較すると、入所定員数が圧倒的に少ないこと がわかる。

## 5. 「遊民職業・生活再建事業」による遊民支援

社会救助法と台北市遊民輔導辨法の2つの制度的枠組みのもとでの支援策は、施設入所、路上生活を前提とした支援、就労支援、居住支援等がその特徴あるが、両者の間には制度的「隙間」が存在している。概説したように、年齢要件(65歳以上)・「戸籍」要件の他、稼働能力とみなし収入等の存在である。台北市に戸籍のない者は、65歳以上の高齢者であっても社会救助法の生活保護(低収入戸)受給者の対象外である。台北市社会局管轄の公的扶助受給者向け住宅(「平価住宅」)等の規定により、単身の元遊民は排除されがちである。そこで、民間の低廉住宅の開拓・確保による社会救助への繋ぎが、支援現場で大きな課題となっているのである。

制限的な生活保護と前述した条例に基づく支援策の間に独自に実施しているのが、 上述した「遊民職業・生活再建事業」であり、補完的な貧困政策とも捉えられる。 同事業は、1991年遊民収容センターで始まった仕事によって収入を得る方法が、2001年に関連施策と共に統合され、その後拡大され今日に至っている。財源は、公益く

表 8-1 台北市の主要な遊民支援拠点と支援内容

台北市	●台北市社会局遊民巡回相談チーム	台北市および「遊民職業・生活再 建事業」に基づく支援業務全般	萬華区
	●台北市遊民収容センター (84 床)	中間居住施設(一時的入所施設・ 中間施設)	新北市
	●台北市労工局就労サービスセンタ ー・萬華窓口	就労支援	萬華区
民間非政府組織	天主教聖母聖心平安居(29 床)	中間居住施設、食事、アウトリー チ、宣教	大同区
	基督教活水泉教会	宣教、シャワー、食事、医療、ア ウトリーチ、物資提供	萬華区
	人安基金会	食事提供、入所、医療、物資提供、 シャワー、アウトリーチ	萬華区
	基督教救世軍教会	宣教、シャワー、食事提供、医療、 アウトリーチ、物資提供	大同区
	基督教恩友センター・愛心協会 (30 床)	宣教、シャワー、食事提供、医療、 訪問、物資提供	中山区南港区
	台湾愛隣コミュニティサービス協会 (基督教霊糧堂)	宣教、食事提供	萬華区
	当代漂泊協会	   団体活動、権利の主張	大同区
	基督教艋舺燈塔教会	宣教、食事提供	大同区
	昌盛教育基金会(弱者失業者就業指 導センター)(10 床)	中間施設、アウトリーチ	萬華区
	ビッグイッシュー	仕事の提供	中正区
	台湾芒草心慈善協会(10 床)	中間施設。国際交流、遊民文化お よび政策の研究	萬華区
	台湾芒草心慈善協会(10 床)		萬華区

出所: 2012 年第2回 EA-ICN の張獻忠報告資料に基づき筆者作成。●印は、台北市の公的拠点 である。なお、入所施設としては他に「創世社會福利基金會」10 床があり、入所施設の定員合 計は173人である。

じで、2013年度で1000万元である。

この事業の最大の特徴は、遊民の基本的な生活支援を行い、労働市場への復帰の ための準備の支援と生活費(扶助金)が支給される点にある。

労働市場への復帰を目的とした「職業再建計画」では、就業準備金を提供し、求職段階における交通費や労工保険に加入されることを条件に家賃補助が支給されている。また、「生活再建計画」では、労働市場への復帰が難しい中高年者や施設入所を受け入れない者等に対して、生活扶助金の支給とコミュニティサービス業務(社区の公園・街頭清掃等環境維持業務)を実施している。「戸籍」が台北市にない遊民に対しては、「戸籍」の台北市への異動など、その要件を整えるまで一定の要件のもと、生活扶助金と家賃補助を実施している。

### まとめにかえて

以上のように、台北市の遊民支援は、社会救助法と台北市遊民安置輔導自治條例に基づく支援施策の間をつなぎ補完する台北市独自の生活支援策によって展開し、地域コミュニティへと広がってきている。施設収容主義から路上生活を前提としつつも、就労とアパート等の民間賃貸住宅への居住支援を含んだ施策と捉えられる。ただ、低所得者向け社会住宅不足や民間低家賃住宅は十分整備されていないことや安定的継続的な就労先確保や地域とのコンフリクト問題の深刻化など課題は多い。

## 参考文献

- 中山徹・山田理絵子 (2013)「台北における遊民支援の制度的枠組みと補完的生活支援」『社会問題研究』第62巻 (通巻141号).
- 中山徹・山田理絵子 (2014)「台湾における社会救助法と遊民支援策」『社会問題研究』第 63 巻 (通巻 142 号).
- 中山徹・山田理絵子 (2015) 「台湾におけるいわゆる「経済型」遊民に対する就労支援―台北市 を事例に」『地域福祉研究センター年報 2014 年度』.
- 衛生福祉部(2014)「遊民處理情形( Handled Conditions of Homeless People)」『社会福利統計年報』.
- 台北市萬華社会福祉センター遊民専門チームへの「聞き取り記録」、2015年9月23日

## 第9章 生活困窮者自立支援制度の課題

布川 日佐史

### はじめに

生活困窮者自立支援法は、2013 年 12 月の国会で法案が可決され、2015 年 4 月に 施行された。この制度は、名前の通り、すでに生活に困っている人への制度、すな わち救貧制度である。貧困に陥るのを防ぐ防貧制度ではない。生活困窮に陥ってい る人を生活保護の手前で支援するという目的と、生活困窮に陥っている人が生活保 護受給をしなくて済むように支援するという目的とが、混じりあって支援が始まっ ている。

これによって、生活困窮者は、生活保護の対象となる人と、生活に困窮してはい るが生活保護の対象とならない人とに二分された。留意すべきは、生活困窮者を二 分する基準は収入の金額ではないことである。そもそも収入がなく、生活に困窮し ている状態は共通している。二分する基準は、預貯金や資産の保有である。預貯金・ 手持ち金が一ヶ月の最低生活費以上ある場合、たとえ無収入で生活に困っていても 生活保護を受給する要件を満たさず、生活保護を受給することはできない。こうし た人たちを生活保護に陥るおそれのある人として、この新制度が支援することにな った。

## 1. 低所得者・生活困窮者の増加

生活困窮状態に陥っている人が日本国内にどれくらいいるかを確認しておこう。 ここでは住民税世帯単位非課税以下の収入額の人を生活困窮だとする。福祉国家と して国・自治体は、所得の再分配をすることと、生活困窮世帯を経済的に援助する ことが課題である。困窮状態の人から、国・自治体が税金を取るとその人たちは最 低生活を維持できなくなってしまう。困窮世帯から税金をとることはできない。福 祉国家である限り、これより所得の低い困窮者から国・自治体は税金を取ってはな らないという基準が、住民税世帯単位非課税の収入額であり、国・自治体公認の生 活困窮基準である。これをもとに自治体が住民の中のどの人が困窮かを具体的に特定できる基準である。

現在、住民税世帯単位非課税の人は2,400万人に及ぶ。1億2,000万人の人口のうちの20%にあたる。国・自治体によって税金が取れないほど困窮状態にあると認められている人が人口の20%いることを確認しておく。なお、2,400万人中の約1,000万人が65歳未満の働ける年齢層の人である。

### 2. 生活保護受給者の推移

現在、生活保護を受給している人は216万人、人口の約1.7%である。住民税世帯単位非課税の生活困窮者2,400万人と比べると、生活保護を受けているはその10%にも達していない。生活困窮状態の人のほとんどが、生活保護を受けていないという状態である。生存権を保障する生活保護制度は、拡大する貧困のもとで、十分な機能を果たすことができていない。

生活保護受給者が増え続けているようなイメージがあるが、それは間違っている。 生活保護受給者の数は減り始めている。増加し続けているのは、「高齢者世帯」だけである。年金では医療費や家賃が払えなくなった高齢者が、生活保護受給につながっている。その多くは単身世帯であり、高齢受給者の増加は、生活保護を受給している世帯数の増加に直結している。しかし、生活保護受給世帯の中で増加しているのは高齢世帯だけであり、それ以外の世帯は増加していない。「障害者世帯」の数は横ばいである。「傷病者世帯」は減少している。「母子世帯」も増えていない。この間、子供の貧困問題、母子世帯の貧困、貧困の連鎖に注目が集まったが、生活保護を利用している母子世帯の数は増えていない。生活困窮母子世帯にとって、生活保護は使いにくいままになっている。生活保護が保障する生活水準よりも低い金額で、多くの母子世帯が暮らしている。

特徴的なのは、2008 年から急増した「その他の世帯」が、現在は減少し続けていることである。「その他の世帯」とは、高齢、母子、障害、傷病世帯に分類できない世帯である。この中には、働くことができる人が含まれている。ただし、その人たちがすぐに働けるかというと、ホームレス状態に陥っていた人、家族・人間関係が壊れてしまった人、借金がある人、仕事や就職活動で精神的なダメージを受けた人

など多様な制約を抱え、すぐに働き始められる状態にはない人が多い。何らかの仕 事はしているが低賃金で生活困窮から抜け出せないワーキングプアの人も含め、働 ける生活困窮者や働いている生活困窮者が生活保護を使いにくい状況は基本的に変 わっていない。

## 3. 生活保護を利用しやすく、自立しやすい制度へ

1990 年代末から 2000 年代にかけて、正社員の「リストラ」(解雇、早期退職) が 大規模に行われ、雇用の在り方、失業、貧困など様相がそれまでと大きく変わった。 そうした状況を背景に、社会保障審議会の専門部会において生活保護の在り方の見 直しが検討され、生活保護を利用しやすくし、自立支援を制度化すべきであるとい う提案がなされた。

この提案が持つ意味を再評価する必要がある。生活保護の運用が厳しく制限され ていると、生活保護を受給する前に全てを失って、取り返しがつかない事態が起き てしまう。その後で生活保護を適用し、自立を支援しようとしても、自立できるは ずがない。生活保護を使いやすくし、生活に困ったら早いうちに自立の条件を保持 したままで生活をまず支え、自立を支援していけるようにすべきである。

生活保護受給者は増え続けてはいない。生活保護を利用しやすく、自立を支える 制度に変えていくことの必要性を改めて強調しなければならない。

## 4. 生活困窮者自立支援法による支援事業

生活困窮者自立支援法によりどのような支援が始まったのか、まとめておこう。

## 4-1 白立柏談支援事業

中心となる事業であり、全ての自治体が必ず行う必須事業である。支援対象とな る人の収入・資産条件は規定していない。主に相談支援業務のマネジメントや地域 の社会資源の創出と地域連携を担う「主任相談支援員」、相談支援全般にあたる「相 談支援員」、就労支援にあたる「就労支援員」の三職種の相談員が配置されている(兼 務可)。

生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあった支援計

画を作成し、必要なサービスの提供につなげるケースマネジメントの「対個人」業務が始まった。あわせて、自ら寄り添い支援ができないので地域の関係機関のネットワークづくりと不足する社会資源の開発に取り組む「対地域」の業務が取り組まれている。

### 4-2 住居確保給付金

これも必須事業である。生活困窮者自立支援法が備えている唯一の経済給付であり、当該地域の住宅扶助額を上限にした金額が給付される。支給期間は、原則三ヶ月、最長九ヶ月に限定されている。給付対象は、離職後2年以内の65歳未満の人で、現在住居がないか、住居を失うおそれのある人に限定されている。収入要件と資産要件に加え、さらに厳しい就職活動要件が課せられている。相談支援事業の就労相談員との週1回の面接と、ハローワークでの月2回以上の職業相談、週1回以上の求人応募が要件である。求職活動を行わない場合や指示に従わない場合は、翌月から支給中止となる。

唯一の経済給付としては要件が厳しすぎる。収入・資産要件を緩め、求職活動要件をなくし、期間の定めのない社会手当としての住宅手当へと発展させることが求められる。

## 4-3 就労準備支援事業

ここからは、任意事業である。就労準備支援事業は、単に就労に必要な実践的技能や知識がかけているだけでなく、生活リズムが崩れているなど就労に向けた準備が整っていない人に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する事業である。対象となるのは生活困窮度が厳しい人である。

求職活動中の生活保障のための金銭的支援は予定されていない。求職活動にかかる費用も支給されない。支援対象となる生活困窮者自らが賄わなければならない。 工賃、報奨金はモチベーション維持のためであり、生活費としては不十分である。 何らかの経済的支援が必要である。

### 4-4 一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所や食事の提供、衣類その他の 日常生活を営むのに必要となる物資の貸与・提供を、一定の期間に限り(原則三ヶ 月、最大六ヶ月間) 行う事業である。ホームレスの自立の支援等に関する特別措置 法を踏まえ実施されてきたシェルター事業はここに組み込まれた。

ホームレス状態の人は、そもそも健康で文化的な生活を送ることができないでい る人なのであるから、生活保護受給を先延ばしせず、生活保護受給のための支援を あわせて行うことが求められる。

### 4-5 家計相談支援事業

生活困窮者の多くが家計に関する問題を抱えている。「家計再生プラン」に基づき、 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理の支援)、家賃、税金、公共 料金などの滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支 援、貸付けのあっせんなどの支援サービスが提供される。生活困窮者が直面してい る課題を把握・整理する点でも重要な役割を果たすものである。生活困窮者への支 援サービスとしては、土台に置かれるべき事業である。

## 4-6 学習支援事業

生活保護利用者世帯も含め、生活困窮家庭の子どものために養育相談や学び直し の機会の提供、学習支援など、「貧困の連鎖」の防止に必要な事業である。

教員OBなどの支援員が、定期的に家庭訪問をしたり、子どもと親に進学の助言 や、学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援を実施する。「家庭教師方式」 の訪問支援型と、会場を設定し定期的に支援をする拠点型など、地域の実情に応じ た柔軟かつ多様な取組が求められている。

## 4-7 就労訓練(中間的就労)の認定

就労準備の支援を受けても一般雇用への移行ができない人、就労への移行のため 柔軟な働き方を認める必要がある人が対象である。社会福祉法人、NPO法人、営 利企業などが自主事業として、軽易な作業(清掃、リサイクル、農作業)場、いわ ゆる「中間的就労」を提供するというものである。

就労に制約を持った求職者が一般企業に就職するのに効果があるのは、実践的な 実習を経て、採用に至るという段階的プロセスの支援である。それには中間的就労 が、どれだけ一般企業での実践として行われるかが鍵になる。障害者就労移行支援 事業で行われているような支援の段階性・計画性を持つことが重要である。

就労訓練事業は事業者の自主事業である。都道府県知事が事業を認定するが、認定を受けた事業者に対する国・自治体からの助成は初期費用だけであり、経常的な助成はない。継続して事業に取組む事業者をいかにして増やすかが課題である。

中間的就労のモデルとなったのは、生活保護の自立支援プログラムを発展させ、NPOなど地域の団体と協力して中間的就労の場を提供し、生活保護受給者の社会的自立を進めてきた「釧路モデル」であった。また、パーソナルサポート事業など生活保護外の「伴走型」支援プロジェクトで成果をあげたのは、就労を支援しつつ、生活そのものは生活保護で保障するということが前提になってのことであった。いずれも、生活保護による生活保障のうえでの、中間的就労である。生活困窮者支援での中間的就労には生活保障が伴わない。支援期間中、生活を支えるための何らかの経済給付が必要である。

## おわりに

生活に困窮しているが生活保護を受給する要件を満たさない人、また、本来は生活保護を受給できるのに、生活保護への偏見があおられたため生活保護は絶対使いたくないと思う人が多い中では、生活保護手前での支援は意味を持つものである。しかし、生活保護を使いにくいままにして、生活保護の手前で、金銭給付なしに支援するというのは、生活困窮者に無理を強いることにもなる。生活に困窮した人が生活保護を使いやすいように、資産の要件を緩める必要性が明確になるだろう。

## 参考文献

布川日佐史 (2015)「生活保護法改正と生活困窮者自立支援法」 大原社会問題研究所編 『日本 労動年鑑』 第85 集、74-107 頁.

# 第10章 釜ヶ崎美学学会の立ち上げ 一生きることの尊厳の美をたずさえて一

上田 假奈代

### はじめに

本研究は「アートによる社会包摂」の分野にあたる。寄せ場の歴史をもつ釜ヶ崎 において、このまち周辺に暮らす当事者たちと美術家、研究者との対話と研究をと おして、ほんとうに美をわかちあうことば/表し方を追求することを目的とする。 それは旧来の「美学」を批判的に対象化するとともに、「学問」を市民知のなかに解

放する試みである。釜ヶ崎は 様々な意味で被排除の空間であ ったが、とりわけアートという 領域からはかけ離れていた。

釜ヶ崎美学学会(以下、釜芸) とは、NPO 法人ココルームが中 心となって活動してきた「釜ヶ 崎芸術大学」のスピンオフとし て位置づけられるもので、森村 泰昌が芸術監督を務めた横浜ト リエンナーレ (2014) に同大学 が招待されたことによって具体 化されたプランである。



写真 10-1 西成区動物園前商店街にあるココル 一ム

出所: NPO 法人ココルーム(以下同じ)

## 1. ココルームとは何か? 釜ヶ崎芸術大学とは何か?

本章にたびたび登場するココルーム/釜芸について、先に触れておく。ココルー ムは 2003 年に新世界フェスティバルゲートで開設したアート NPO である。 筆者で もある上田假奈代は詩人として仕事をつくろうと考え、大阪市の現代芸術拠点形成 事業・新世界アーツパーク事業 (フェスティバルゲートに4つの NPO 等が拠点形 成を行なう) に参画したことを発端とする。カフェと舞台を併設し、さまざまな人々 のであいと表現を大切にすることで、社会包摂的な取り組みも行なうことになって しまった。その後、大阪市の施策が揺れ、事業は終了。2007年末に退去し、2008年 1月となりまちの西成区通称・釜ヶ崎の商店街に拠点を移す。小さな喫茶店を事務 所とした。日雇い労働者の街・寄せ場は高齢化で野宿、障がい、薬物依存者や刑余 者など、困難を抱えた人も多い。アートは縁遠いとされる街で、なにをするのか。 ココルームにはさらにいろんな人が訪れ、地域の活動にも参画し、であいと対話を 重ねて、事業の展開を考えた。店内に足を踏み入れるや怒りだす人もいるし、相談 事を持ち込む人もいる。そんな混沌とした小さな空間で、ささやかな表現・絵や習字、 俳句会、おしゃべりなど、時間を重ねた。ところが数年が経過し、商店街の人通り が減り、歩行器をつかう人が増えた。地域に暮らす人々の高齢化がさらに進んだ。 もうこのお店まで来てくれることさえ期待できない。そこで、二つの取組みを実施 した。一つは地域内のマンションの管理業務。これは2年間実施した。もう一つは 表現のワークショップを地域内の施設への出前。後者は9ヶ月かけて9回のプログ ラムを実施した。会場はあいりんセンターそばの市営住宅の一階。 ドアの向こうに は段ボールを敷いて寝ている人もいる。ケアセンターなどを運営する社会福祉法人 との共催で入寮者にも声かけしていただいた。そこで全て参加したアルコール依存 症のおじさんが「抗酒剤だけで酒がやめられるわけやない、楽しみがないとな」と、 この活動をあと押ししてくれるようなことを言ってくれたので、「釜ヶ崎芸術大学」 というプロジェクトが生まれる。人の好みはいろいろあるだろうからいろんな講座 を、生活のリズムになるように配し、地域内のいくつもの施設を会場にかりて実施 した。学び合いたい人がいれば、そこが大学、と謳い、誰でもお金がなくても参加 を歓迎した。初年度は3ヶ月で 40 余りの講座、4年後には通年で 100 講座ほどにな った。一流の講師たちは教える立場であったが、おじさんたちの鋭い質問にタジタ ジ、むしろ学問の本質を教わった、と語った講師もいる。

## 2. ヨコハマトリエンナーレ 2014 を経由して

地域内外の人々を巻き込みながら、人生を凝縮させたような創作狂言をつくり「釜

ヶ崎狂言会」が能舞台で開かれたこともある。また「芸術」講座を担当した森村泰 昌さんがヨコハマトリエンナーレ2014(以下、ヨコトリ)のアーティスティックデ ィレクターに就任したことから、釜芸が作家として招聘された。表現の根源の想い がほとばしるような展示、二日間の TAKIDASHI カフェでは 1100 食を配食し、アート 好きなおしゃれな人たちや貧困状況にある人たちがブルーシートのテントでいっし ょにご飯を食べたりした。

ここで、森村さんもわたしもいくつもの取材を受けることになった。ヨコトリに おじさんたちを連れてゆくためにクラウドファンディングを行ない 300 万円を集め たので説明責任を果たそうと思い、取材を引き受けた。森村さんには「ヨコトリに 釜芸を呼んだのはなぜか、狙いはなにか、何を訴えたいのか」という質問。わたし には「ヨコトリで釜芸は何を訴えたいのか、次はどうするのか」と何度も尋ねられ た。答えながらも、だんだんと悶々としてしまった。釜芸の想いはおじさんたち、 スタッフたち、関わる人それぞれの気持ちがあるので、代弁する気は毛頭ないこと、 そして、問うことをしたつもりだったので、わたしが答えても仕方なく、どうぞ考 えてくださいと、さしもどしたいと思ったのだ。かといって取材を断り、答えたく ないという沈黙を通すやり方ではない道をさぐりたいと望んだ。そのためにもわた しは取材を受けつづけ、じぶんのことばの奥を探ろうとし、やがて、その方向性が みえてきたのは、ヨコトリが終了して3ヶ月ほどが経った頃だった。



写真 10-3 ヨコハマトリエンナーレ 2014 釜ヶ崎芸術大学 TAKIDASHI カフェ写直



写真 10-3 ヨコハマトリエンナーレ 2014 釜ヶ崎芸術大学 展示風景

## 3. じぶんのことばで美を語ること、釜ヶ崎から美を語ること

森村さんから、その年の3月「芸術」講座で、参加者がそれぞれひとり5分ほどで発表するという提案があった。じぶんにとって美とは何かというテーマである。事前にどんな題材かを提出し、場合によっては調べものもするようにということだった。6名のおじさんたちがめいめいにテーマを提出してきた。中国の政治家・屈源やジェンダーについて、自身にとっての死の美学など、バラエティに富んだテーマだった。そして、発表の日、和気あいあいとした雰囲気のなかでいつもどおりの姿で5分間、語った。死の美学というテーマをだしてきたおじさんの内容は前置きもなく、次のようなものだった。

北海道で自殺しようとして、雪原のなかで眠剤を飲み眠っていると、たまたまヤクザの組長が立ち小便に来たらしく、翌日組長の家のふとんで目が覚めた、という話だった。普段は気難しい人と思われていた彼の思いがけない告白に場内はひきこまれ、北海道の真っ白な雪、自殺しようとする男、ヤクザの組長立ち小便、気がつくとふとんのなかというモチーフが出そろうと、おかしくなって会場は笑いに包まれた。何かが開けた気がした。

しばらくして、森村さんから、「大学院・美学学会」を立ち上げようという提案があった。ふたりで何度か話し合い、コンセプトは2つとなった。「じぶんのことばで美を語ること、釜ヶ崎から美を語ること。」

じぶんのことばを持つとは、じぶんの人生を引き受けるということだと思う。難 しいことばや理論をさすわけではなく、生きるちからとなるような、ユーモアや思 考の幅、孤独を引き受けてゆくちから。他者との関わりが豊かに編まれ、そして、 自分の中にある他者を動かしてゆくような。

釜ヶ崎から美を語る、というのは、閉じ込められた「美学」への挑戦である。一般的に釜ヶ崎と美は相容れないように思われているが、釜ヶ崎から美を定義するとは、美とされることやものを揺さぶるかもしれない。それは大げさにいえば、価値観を揺さぶることであり、これまで意識しないようにしてきた社会風潮に対する気づきとなるかもしれない。

## 4. 旅する釜ヶ崎美学学会

釜ヶ崎のおじさんたちを主体とする美学学会の初年度はココルームがマネジメン トをして、旅すること、出会うことをテーマとした。鳥取県の鳥の劇場への観劇、 青森県八戸市での市民活動やアートマネジメントに関する意見交換会「八戸と釜ヶ 崎で、であいのなかで芽吹くもの」、 釜展 in 中之島 哲学カフェに参加、森村泰昌 さんの名村造船所の撮影現場の見学ツアー、奈良県吉野の図書館まつり アーサー ビナード講演会「もしも、詩があったら」に出かけた。高齢であり体調の問題など あるものの、であいがあることによって、帰ってきたおじさんたちの背筋が伸びた ように思う。また受け入れ先も釜ヶ崎のおじさんたちとのであいを楽しんでくれた。



写真 10-4 鳥の劇場の前で集合



写真 10-5 名村造船所の集合写真

## 5. さまざまなゲストを迎えた釜ヶ崎<del>美学学</del>会研究会

研究会の取組みとしては、画家や詩人、研究者などを迎え、釜ヶ崎美学学会に参 加するおじさんたちとの対話を重ねた。ゲストはおじさんがこの人と話したいとい う希望をうけたケースと、おじさんたちに会わせたい人をさがしてきたケースとが ある。有名な日本画家を祖父にもつ画家を呼んでほしい、とあるおじさんから言わ れ、見知らぬその画家の先生にどうやって連絡をとろうかと途方に暮れたが、阿倍 野の百貨店の展覧会場でお目にかかれることになった。 その時なぜか別のおじさん がついてきて、展覧会場の係員たちをびっくりさせたりもしたが、先生は楽しくそ のおじさんと話をしながら、美学学会への参加を快く引き受けてくださった。そし て、当日には祖父の作品を時系列で紹介し解説してくださった。語りが補助線となって、ひとりの画家の世界の捉え方がいきいきと飛び込んできた。

対話の仕方としては、ゲストとおじさんとの対談形式、ゲストが活動について紹介してから全員でディスカッションするなど、会によって対話の工夫を行なった。研究会の2時間、いつも熱があった。発見があった。その場にいる人たちは素直に耳を傾け、じぶんの意見を言う。くわしく聞きたいことは問う。

そして、秋の深まるころ、じぶんのことばで美を語る、釜ヶ崎から美を語る、という二回目の発表会を行なった。

## おわりに一黄金比ならぬ、釜ヶ崎比

また季節がめぐった。ひとつ歳をとり、また老いた。であいを重ねた。おじさんたちは、順々に前に出ると、「いやー、まだまだやねんけど」と言いながらじぶんのことばで語りだす。高倉健についてそばで見てきたかのように語る人、拾ってきたゴミをひろげ、このゴミのどこが素敵かを語る人、学生時代に出会った恩師について語る人、名前が名づけられる前のものが美だと思うと語る人。一年前に、黄金比と白銀比について発表したSさん。黄金比の近似値は1:1.618とおさらいをしたうえで、さて、釜ヶ崎比は、と数字を記した。1:1.48。会場、うーーーんと唸る。Sさんが「人に、」と声にだしたとたん、会場が笑いに包まれた。「人に、皺有り、歴史あり、ですよ。わっはは。」

美学学会を研究するということに、わたしはつねに一歩遅れになってしまう。なぜなら、経験とそれを発酵させる時間が必要だからだ。本章ではなぜ美学学会をはじめたかを紐解くことからはじめ、であいと経験を重ね、対話とフィードバックを重ねている最中をとらえた。ゲストとして来てくださった先生たちは参加者に画集や展覧会のチケットを送ってくれたり、ココルームにじゃがいもの詰った段ボールー箱を届けてくれた。こんなやりとりを続け、そして、ことばが生まれるのを待ちたいという気持になっている。それぞれが、それぞれの胸に。気がつけば、人生の皺が深く刻まれているように。

表 10-1 美学学会研究会開催概要

研究会1				
5月18日(月)13:30~15:30				
特掃事務所敷地内アルジェリアテント				
20人				
自己紹介。釜展、鳥取での演劇鑑賞旅行、中尾さんの個展につ				
いて報告、感想。今後の美学学会の活動方針について話し合っ				
<i>t</i> =.				
研究会2				
7月27日(月)14:00~16:00				
太子老人憩の家				
31人				
池田良則(画家)、甲斐賢治(仙台メディアテーク)				
研究会3				
9月28日(月)14:00~16:00				
太子老人憩の家				
17人				
佐々木幹郎詩人)、松井智恵(画家)				
研究会4				
11月9日(月)14:00~16:00				
太子会館老人憩いの家				
16人				
じぶんのことばで美を語る、釜ヶ崎から美を語るをテーマにひと				
りづつ発表。				

# 第11章 たたかう、アート!LGBT の権利獲得運動とアートの関係を探るー

山田 創平

#### はじめに

2015 年 6 月 26 日、アメリカ合衆国連邦最高裁判所は「同性カップルが結婚する権利は法の下の平等を掲げる米国の憲法で保障され、これを禁止する法律は違憲だ」と判断した。アメリカでは、LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとったセクシュアル・マイノリティを表す言葉で、性の多様性を示す)に対する差別や社会的排除は、女性の人権や公民権運動などに連なる重要な人権問題であると理解されている。2013 年 1 月 21 日、アメリカ合衆国大統領に就任したバラク・オバマは、その就任演説において以下のように語っている。

We, the people, declare today that the most evident of truths – that all of us are created equal – is the star that guides us still; just as it guided our forebears through Seneca Falls, and Selma, and Stonewall; just as it guided all those men and women, sung and unsung, who left footprints along this great Mall, to hear a preacher say that we cannot walk alone; to hear a King proclaim that our individual freedom is inextricably bound to the freedom of every soul on Earth. (我々は「すべての人間は生まれながらにして平等である」という最も明白な事実こそ、なお星のように我々を導く指針になっていると断言する。それが我々の先達をセネカフォールズや、セルマ、ストーンウォールへと導いた。この指針の導きにより、数多くの有名無名の男女がキング牧師の言葉を聞いた。「我々は独りで歩くことはできない。個人の自由は地球上の全ての魂の自由と密接に結びついている」という言葉を。)

ここでは、1848年にアメリカではじめて女性解放のための会議が開かれたセネカフ

オールズと、公民権運動の最中、1965年に「血の日曜日事件」が起こったセルマと並べて、ストーンウォールに言及している。ストーンウォールとはニューヨークのゲイバー、ストーンウォール・イン (Stonewall Inn) のことだが、1969年にここで起こった暴動がアメリカにおける LGBT の権利運動の源流とされる。大統領が自らの就任演説で性的少数者、LGBT に言及するという現状は、アメリカ社会における LGBT 受容の広がりを端的に示すものであろう。

アメリカ以外でも、アイスランドでは 2009 年から 2013 年にかけてレズビアンで あることを明らかにしているヨハンナ・シグルザルドッティルが首相をつとめ、ベルギーでは 2011 年から 2014 年にかけてゲイであることを明らかにしているエリオ・ディルポが首相をつとめた。またルクセンブルクでは 2013 年から現在まで、ゲイであることを明らかにしているグザビエ・ベッテルが首相をつとめている。欧米では政治や社会と LGBT との関係はますます深くなっている。

性的少数者、LGBT が社会に受容された結果として現れる法制度の一つが同性婚であり、パートナーシップ制度である。これらは結婚や家族の概念を拡張し、多様な人間関係を法的に承認可能にしていることから、社会保障や社会包摂の観点からみても重要かつ画期的な実践として位置づけられ、長期的にはLGBTを超え、広く市民社会全体の福祉向上に寄与しうる制度と考えられる。この潮流は、アジア諸国にも波及し、台湾や中国、タイでは同性婚、パートナーシップ制度の検討がはじまっている。

一方の日本社会では、政権与党の政治家はLGBTの人権を否定し排除する発言を繰り返しており、本章を執筆中の2015年12月時点でも、神奈川県海老名市議会で自民党系会派に所属する議員が、同性愛者についてtwitter上で「異常動物」と発言している。一方、2020年には東京オリンピックが開かれるが、国際オリンピック委員会(IOC)が定めるオリンピック憲章には"Fundamental Principles of Olympism(オリンピズムの根本原則)"との章があり、その第6項において以下のように記されている。

6. The enjoyment of the rights and freedoms set forth in this Olympic Charter shall be secured without discrimination of any kind, such as race, colour, sex,

sexual orientation, language, religion, political or other opinion, national or social origin, property, birth or other status. (6. このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。)

"sexual orientation"は「性的指向」と訳し、性的感情の多様性を表現する言葉であり、そこには同性愛や両性愛も含まれる。オリンピック開催国として、日本政府が今後 LGBT の人権擁護にどのように取り組むのか、注目される。

## 1. アメリカにおける LGBT の権利運動とアート

LGBTをめぐるアメリカ社会における市民意識の変化は、LGBT当事者やアライ (支援者・理解者) による権利運動の賜物だが、それらの運動は社会に、同性婚、あるいはパートナーシップ制度の導入という大きな変革をもたらした。これらの制度は現在、北米、南米、ヨーロッパをはじめとした多くの国々においても導入されている。

LGBT の権利運動について考える時、アートや表現との関係は重要である。例えばアメリカ合衆国における LGBT の権利運動は、ストーンウォール事件(1969)やエイズ危機とそれへの対抗運動「Act Up」(1980~96)、若年 LGBT の相次ぐ自殺をきっかけに立ち上がった It gets better Project(2010~)といった出来事と共に語られる。そしてそこには、ストーンウォールにおけるジュディ・ガーランド(女優)、「Act Up」におけるキース・ヘリング(画家)やアンディ・ウォーホル(画家)やラリー・クレイマー(劇作家)、It gets better におけるジャネット・ジャクソン(歌手)やレディ・ガガ(歌手)のように、運動と表現者との協働が常にあり、その影響関係は極めて強いものであった。欧米諸国において LGBT の社会包摂は常にアートと共にあったと言える。日本社会における LGBT の社会包摂は現在、諸外国に比べ大きく遅れている。日本社会における LGBT の社会包摂の可能性を考える時、アート、アーティストや表現と LGBT との関係を検討することは、欧米諸国の先例に鑑みた時、極めて重要であり、かつわが国における芸術研究やマイノリティ研究に

おいても新たな切り口を示しうる研究課題であると考えられる。

アメリカ社会における LGBT 受容のありようは、日本社会に比べてはるかにすすんでいるように見える。しかし実際には、その道のりは平坦なものではなかった。ストーンウォール事件(1969)は深刻な差別に抗するための暴動であったし、米国ではじめてのカミングアウトをしたゲイの政治家、ハーヴェイ・ミルクはその活躍の最中、1978 年に同僚の政治家によって暗殺されてしまう。続くエイズ危機(1980年代)では多くのゲイ・バイセクシュアル男性が亡くなった。1998 年にはゲイであることを理由に大学生が殺害されたマシュー・シェパード事件が発生する。このヘイトクライム事件は全米に衝撃を与えた。しかしその後状況は徐々に好転する。HIV/エイズの新たな治療法である HAART(ハート)の普及による同病の慢性疾患化(1990年代末以降)、セクシュアル・マイノリティに対するものも含めたヘイトクライム禁止法(マシュー・シェパード、ジェームズ・バード・Jr ヘイトクライム防止法)の成立(2009)などがそれである。そして 2015 年の同性婚合法化へと至る。

これらの流れに寄り添うように、アメリカ社会は様々な表現を生み出してきた。 表現と社会との関係は、社会で何かが起こり表現が生まれるという関係のみならず、 表現が生まれ、それによって社会が変わるというものでもあり得、常に相補的であ る。その代表的なジャンルのひとつが演劇であろう。中でも重要な作品が『ザ・ノ ーマル・ハート』(1985)である。この作品についてアメリカ文学者の藤田淳志は2004 年のリバイバル公演における自らの体験を通して次のように述べている。

「はっきりしたことは言えないが、観客にはかなりの割合でゲイ、ゲイ・カップルがいた。世代もさまざまで、この作品に描かれたエイズ危機を体験している四十代、五十代以上の人たちは、何人もの友人や大切な人をエイズで亡くしたのだろう。また二十代の人たちはいまでは歴史となりつつあるエイズ危機を上の世代から聞きながら今後のゲイ・コミュニティを背負っていく世代だろう(もちろん劇場にはエイズ危機を身近に経験したレズビアンや異性愛者もいたに違いない)。われわれは劇場でステージ上の物語を見ながら、拍手やすすり泣き、沈黙を共有することで観客それぞれの物語にも思いを馳せた。ステージ上で起こっている悲劇は実際にこの劇場がある地域で、劇場に来ている人々の多くによって経験された、たくさんの物語の一部にすぎないのだ。ステージと客席の間、フィクションである劇世界と現実世

界を隔てる透明な境界は第四の壁と称される。この公演では第四の壁はすっかり取り払われ、不思議な一体感が劇場内に生まれていた。」(藤田、2013)

表現と社会が完全に重なり、深刻な差別やエイズ危機といった困難な時代を経て、受容の時代へと至った現在においてもなお、同作品は新たなコミュニティや共同体の土台となっているのである。そのような演劇の世界において、近年はアメリカ社会の LGBT 受容そのものを「ホモノーマティヴィティ(同性愛規範性)」として相対化する作品も現れている。テレンス・マクナリーによる『サム・メン』(2007)がそれである。ホモノーマティヴィティとは、同性愛が社会に受け入れられ、社会の中で「異性愛者並み」の地位を得る状態を言う。例えば同性婚を例に取れば、それは確かに権利獲得の重要な道程だが、それは言い換えれば「異性愛者並み」になることを同時に意味し、社会の中での同性愛者やLGBTの個性や独自性の消滅を意味する可能性もあろう。それは深刻な差別やエイズ危機を、先駆的で民主的な運動によって生き抜こうとした先人たちの存在を忘れることを意味しないか。あるいはハーヴェイ・ミルクやマシュー・シェパードをはじめ、暗殺やヘイトクライム、自殺によって命を落としてきた多くの先人たちの記憶を過去のものとして封印することにはならないだろうか。『サム・メン』はそのような危惧を描くことで、LGBT表象の新たな地平を切り拓いている。

## 2. 日本におけるLGBTと表現

最後に、日本社会における表現と性的少数者(LGBT)の権利獲得運動との関係についてについてふれたい。筆者はかつてパフォーマンスグループ dumb type によるパフォーマンス『S/N』(1994)が、日本社会において HIV/エイズの、あるいは性的少数者の、そしてセックスワーカーの権利獲得運動において重要な基点となっていると論じたことがある(山田、2013)。HIV/エイズや性的少数者を表現した作品は過去に多く存在するが、作品それ自体が市民運動を生み出し、エンパワーし、実際に多くの社会変革をもたらしたという意味で、『S/N』は特別な作品である。しかし近年、東京都渋谷区、世田谷区、兵庫県宝塚市などでの同性パートナーシップに関する新しい動きなどもあり、日本社会でも LGBT に関する表象は確実に増えてきている。2015年5月に発行されたファッション雑誌『WWD Japan 2015

〈LGBT〉夏号』(INFAS パブリケーションズ、2015) は、そのような現在の日本 社会での動きを総覧する内容となっており画期的であったし、写真家森栄喜による 同性婚をテーマにした写真撮影のプロジェクトなども今後の展開が注目される。社 会が LGBT を受容するに従い、それが新自由主義の一現象にすぎないという評価も 語られるようになってきた。だがそのような言明は明らかに LGBT の権利運動を過 小評価しているし、過去の悲劇を無視している。権利の擁護は重要でありその達成 は祝福されるべきだ。ただ同時に富の再分配という新自由主義への対抗を忘れるべ きではないということだろう。日本国内では近年、反レイシズムや反安保法制、反 原発、反貧困といった社会運動の文脈と LGBT の権利運動が共同歩調を取る事例が 多く見られる。それらの現場ではほぼ必ずレインボー・フラッグを目にする。新し い社会の胎動を感じる瞬間である。

#### 参考文献

藤田淳志 (2013) 「エイズ・アートとセクシュアル・マイノリティの政治 ― 『フィラデルフィ ア』『レント』『ザ・ノーマル・ハート』」三浦玲一・早坂静編著『ジェンダーと自由ー理論・ リベラリズム・クイア』彩流社、

山田創平 (2013) 「市民社会と表現の可能性 — dumb type による『S/N』」 三浦玲一・早坂静 編著『ジェンダーと自由-理論・リベラリズム・クイア』

## 第12章 現代社会におけるアートの位置 一社会包摂型アーツマネジメントの可能性ー

中川 眞

#### 1. アートの現場

本章の目的は、経済格差や少子高齢化、甚大な自然災害、民族的マイノリティ、病と障害、ジェンダーといった広範かつ差し迫った社会的課題と向かい合い、アートを媒介として創造的に克服、解決への道筋を見出そうとする、社会包摂型アーツマネジメントの可能性を概観することである。

まず2つの現場を見てみよう。最初は岩手県普代村である。普代村の鵜鳥(うのとり)神楽は廻り神楽と称せられ、村の卯子酉(うねとり)神社の獅子頭(権現様)を背負い、冬期に釜石市周辺まで100キロ以上にわたる沿岸部の集落で、豊漁や地域の安全を祈るべく舞い廻る、広大な地域を地盤とする芸能である。普代村は1984年に巨大水門を建造していたため、人的被害は小さかったが、それでも神楽衆の1人が亡くなり、また多くの家屋や舟、工場が破壊された。楽器、衣裳などは無事であったが上演できないという。なぜなら、上演の場である陸中海岸の殆どの集落が壊滅状態になったからである。つまり、神楽を復興させるために、上演の場であるコミュニティを復興させることが前提となる。これは思わぬ大きなミッションである。

芸能に焦点を合わせてコミュニティ復興の足がかりとする方策は、スジとしては悪くない。もちろん、復興といえば住居や公共施設などインフラの回復、工場や商店の再開、様々な支援制度の確立など、経済や福祉といった面からの強力な支援が重要であることはいうまでもない。そんな局面に文化活動が入る余地があるのか、という疑問も浮上する。しかし、目に見えない文化の力にも意味はある。震災の翌年に神楽はほそぼそと巡行を再開したが、家屋が流されて平地ばかりの目立つ海岸沿いの仮の宿での上演時には、多くの人々が避難先の仮設住宅から戻り、涙を流さんばかりに神楽の囃子に聴き入り、勇壮な舞いに目を凝らしていた。久しぶりの我が村、久しぶりに会う人々。そこには、つい先般まであった穏やかな日常が再現さ

れていた。神楽は、崩れた石垣を再び積み重ねるように、そういった人々の集まり をこつこつと編み直していったのである。

2つ目の現場は大阪市西成区の釜ヶ崎(通称)である。そこに「frfび」という 紙芝居劇団がある。2005 年に発足した紙芝居劇団の男性ばかり 6 人のメンバーは、 典型的な釜ヶ崎の住人である。多くが野宿生活を経験しており、生活保護を受けな がら福祉系のマンションに暮らしている。 メンバーの年齢は60~70 代である。 その ユニークなパフォーマンス風景と誕生の経緯によってメディアでも紹介され、色々 なところから引き合いがある。レパートリーは10以上あり、大半がオリジナル作品 である。紙芝居といえば、ひとりの芝居師が声を使い分けながら絵を順番に繰って 上演するのが通例だが、「むすび」では数人がかりで行う。 1 人が台本の地語りを担 当し、他の人たちが個々の登場人物のセリフを担う。 しかも、彼らはときに自ら登 場人物の衣裳を着て、紙芝居そっちのけでリアルな芝居もやってしまう。少女やう ら若き女性から鬼にいたるまで変幻自在に演じながら、大胆にセリフを飛ばしたり するから笑いが絶えない。 そんな融通無碍な上演手法は通常の紙芝居の概念を超え て実験的ですらある。なによりも私にとって印象的なのは、上演する彼らの嬉しそ うな顔、いきいきとした表情である。それはおそらく「むすび」があって初めても たらされたのである。

## 2. アートのカ

さて、いまの2つの事例には共通点がないように見える。民俗芸能と紙芝居、被 災地と貧困地域。 しかし、いずれも困難な状況を抱えたコミュニティでアートが何 らかの役割を果たしているという点で共通している。注:ここでいうアートは、狭 い意味での芸術(ハイアート)ではなく、民俗芸能やサブカルチュアーなども含め た、最も広い意味での表現営為をさす。

鵜鳥神楽が訪れる釜石市箱崎白浜は大槌湾を望む半島の突端に近い集落で、 漁港 から内陸部に傾斜上昇して集落が続く。そこに 15 メートル超の津波が襲い、住民 323 名のうち37名が亡くなるという大惨事となった。しかし次の冬(2012年1月)、神

<sup>1</sup> ここでいうアートは、狭い意味での芸術(ハイアート)ではなく、民俗芸能やサブカルチュ アーなども含めた、最も広い意味での表現営為を指す。

楽の宿主(ホスト)の S さんは「いまこそ神楽が必要」と言って鵜鳥神社の宮司に 巡行を頼み込んだ。たじろぐ宮司は S さんの熱意に押されて引き受けた。

神楽は宿主の広間で約5時間、地元客は様々な思いを胸にたたんでやって来た。 私の隣に座った男性は「9人で津波に呑まれて流されたが、自分だけが助かりあと の8人は亡くなってしまった。神楽の音を聴くと『日常が舞い戻ってくる』感覚に なる」という。音は記憶や想像力に強く働きかけるから、神楽を通して日常を感じ 取れるのである。S さんのもくろみはもうひとつ、仮設住宅や避難所にばらばらに 散ってしまった住民を元の場所に集めることであった。神楽や祭だからこそそうい う吸引力があるという。だが、肉親が亡くなり、家が破壊され、仕事を失った人々 の心は簡単に神楽で安まるものではない。しかし、目を閉じれば日常が戻っている かのようなイリュージョンを創り出す身体表現(=神楽)は、行く場のない気持ち や絶望的な哀しみの中から少しでも前に進もうとする人々に寄り添う。なぜ人々は その響きや舞に身を委ねるのか? そこに「祈り」のエートスが発生するからであ る。

話を釜ヶ崎に移す。かつては仕事をもちながらも様々な理由で野宿を強いられ、辛うじてアパートに上がってきた男たちからは誇りや自信が失われ、孤独な晩年生活へと入っていっていた。孤立が深まるにつれ、アルコールが友となる。「むすび」はそういった人々を表に引っ張り出し、互いを繋げてゆくメディアとなった。メンバー間の絆は、その喜びを少しずつ周囲の人々と分かち合っていく方向へと発展していく。そのうち、紙芝居の他に自発的に地域の幼稚園や小学校のイベントや掃除の手伝いをするなど、社会に役立ちたいという意思を示す人も出てきた。「むすび」に参加することによって、つまり紙芝居やボランティアを媒介として、自らを社会につなげていこうと身体が動き出す。それは「自分」の再生であり、結果として他者への「お返し」が自然に湧き出てきたのである。

これらの事例から、弱っているコミュニティにおいてアートの果たせる役割は次のように読み取れるであろう。

## [1] 人々を再び関係づける。

## [2] 人々の潜在的な力を引き出す。

ダメージのあるコミュニティでは人々の関係は極端に非対称的となる。例えば、

富裕な人と貧しい人。あるいは最小の被害と最大の被害。アートはその隙間や歪み、 **撓みのなかに介入し、関係性の回路を徐々につくってゆく。そして次のような観点** も加えることができるであろう。

#### [3] アートの新たな表現方法やジャンルの出現。

「むすび」を見て驚くのは、かつてない紙芝居が出現している点である。紙芝居 の常識にとらわれていない。メンバーが相互に話し合い、やりたいことを追究して いった結果、ユニークなパフォーマンス形態へと結実していった。その自由さ、奔 放さに惹きつけられるのである。様々な苦難をくぐり抜けてきたメンバーたちだか らこそ到達した表現のように思える。他の人々の胸を打つ内容となり、新たな質が 生まれてきている。従来の批評の物差しが通じないゆえに、実験的で新しい。弱っ たり排除されたりしている社会空間のなかには、このような表現の芽が潜んでいる。 いま鋭敏な触覚をもった若いアーティストが困難社会に向き合おうとしているのも、 そういう側面があるからである。 上記の〔1〕 などは下手をすれば単なる 「友だち づくり」のように見えるかもしれないが、神楽や「むすび」に見られる深く真実に 迫る表現があってこそ、人々は結ばれ合うのである。アートのもつ感性に訴える側 面は重要な役割を果たしている。

## 3. 社会的包摂とアート

社会的包摂 social inclusion は社会的排除 social exclusion の対語である。1960 年代以降、つまりポスト工業化が進展するにつれ(グローバル化も並行)、これまで の貧困や差別といった概念では捉えきれない社会的問題が多発し、それらを社会的 排除という新たな言葉で捉え直したのである。その解消のための実践が社会的包摂 ということになる。

「『社会的排除』という概念は、資源の不足そのものだけを問題視するのではなく、 その資源の不足をきっかけに、徐々に、社会における仕組み(たとえば、社会保険 や町内会)から脱落し、人間関係が希薄になり、社会の一員としての存在価値を奪 われてゆくことを問題視する。社会の中心から、外へ外へと追い出され、社会の周 縁に押しやられるという意味で、社会的排除という言葉が用いられている。ひとこ とで言えば、社会的排除は、人と人、人と社会との『関係』に着目した概念なので ある」(阿部 2011:93)。つまり社会関係資本の不足と言い換えられるのである。

社会関係資本とはパーシー・スミスによれば、①地域ネットワークの存在、②このネットワークへの市民の参加、③地域アイデンティティや連帯感、④他のメンバーとの間の相互扶助や信頼の規範の存在、を意味する(Percy-Smith 2000、岩田2008:29-30)。様々な原因によって社会のなかでの「役割」や「出番」を失い、「居場所」をも失い、社会から「承認」されなくなってしまう人々。その原因は貧困、障害、民族、病気、災害など多岐にわたる。そして差別、無視、迫害等といった様態をとって苦しめる。その解決の一方策としてアートが動員されている。社会的関係の欠如は声やパワーの欠落を意味する(岩田2008:23)。その声に耳を澄ますこと、失われたパワーを顕在化させること、そして声を出す(表現できる)ようになること。アートがかかわれる端緒がここにある。

#### 4. 社会包摂型アーツマネジメント

アートは自然に社会のなかに浸透、定着するのではない。そこには適切化をはかるアーツマネジメントが背後に控えている。特に社会的包摂の現場でのマネジメントは難しく、前例を参照にできる可能性は低い。なぜなら、そもそもアートの使用が想定されていないからである。

アーツマネジメントの理論的研究は、実践を伴いながら欧米で1960年代から活発化したが、イギリスのコミュニティアート、オーストラリアのコミュニティ文化開発運動などの例を除いて、市民階級(ブルジョア)がつくりあげてきたアート(しばしばハイアートと呼ばれる)の市場を前提に、市民への配分を的確に実現する手法の錬磨に注力してきた。ハコモノ(美術館やコンサートホールなど)を整え、経済的な支援体制を組み上げ、需要と供給のバランスを見極めながら政策化し運営する手法が中心となる。ところが社会包摂型のアーツマネジメントは、これらの理論では支えきれない。現代の美学の文脈ではN.ブリオーの『関係性の美学』(1998)、C. ビショップによるブリオー批判、そして P.エルゲラ『社会関与型アート入門』(2011)でのソーシャル・プラクティス論が、市場原理主義的社会の閉塞感をアートによって穿つ戦略に詳しいが、被排除の側から丁寧にアート活動を読み解いてはおらず、必ずしもアーツマネジメントの現場感覚に近いとはいえない。

社会包摂型アーツマネジメントといえども、そこにアーティストがおり、それと 関与する人々あるいは社会があるという点において、従来のアーツマネジメントと 変わるところはない。違いがあるとすれば、そのような見かけではなく、おそらく 取り組む人の意識、志向性に大きな差異があるのである。ここではその実践的な知 恵、エティカを2点挙げておきたい。

アーツマネジメントの現場で実践するときへの留意点として考えるなら、まずア ーティスト(与え手)と聴衆あるいは参加者(受け手)という垣根を可能な限り排 除することである。サイードに有名な「アマチュア論」があるが(Said:1994 大橋 訳 1998:127)、与える側と受ける側という主従の構図のなかにいる限り、従来のアー ト表現から脱することができないだろう。なによりも、それでは包摂に向けて必要 な受ける側の能動性が育まれない。かつて私はアジア型のアーツマネジメントの特 徴を「有名なアーティストにスポットをあてて作り手と受け手に分かれて消費する のではなく、コミュニティの成員の多くが動いて自分たちのためにアートをつくり、 その体験が村の人々を喜ばせ、子どもも含めて未来への大切な知識と経験を共有す る」と述べたが(中川 2013:171)、それに通じるところがある。但し、アーティスト を蔑ろにするのではなく、敬意をもって相互に尊重し合わねばならない。アーティ ストはアマチュアの豊かな発想から、これまでにない表現を引っ張り出すことが可 能となるのである。

この「垣根の消失」はさらに大きな問題とも関連する。それは、「支援する側/支 援される側」という二元的構造の克服という形で現れる。「アートによる社会包摂」 という言葉のなかに、ある種の傲慢さが潜んでいないだろうか? 排除されている 人の手助けをしてあげる、という無自覚な善意である。恥ずかしながら、私はそう いう失敗を何度か犯している。ひとことで言うならば、社会包摂型アーツマネジメ ントとは、排除されている人を支援するのではなく、支援する側/支援される側と いった固定した関係・構造を崩そうとするところに本領がある。そもそも、そうい う社会をめざしているはずなのだから。 排除すべきは壁、 垣根である。 しかし、 そ の難しさは目に見えないところにある。段差があれば、それをスロープにすればよ い。しかし多くの壁はそのように可視的ではない。我々の心のなかにあったり、そ れが集合的・歴史的に慣習化されたものであったりする。

ところが、さらにややこしい問題は、完全にフラットな社会はあり得ないという点にある。喩えが難しいが、大学教授である私は学生や行政の人、NPOの方々と会って話をするとき、普通に接しているつもりなのに、相手は気圧されたり、言いたいことがいえなかったりする。見下しているつもりは全くないが、非対称な関係が自然に形成されるのである。それを私はコントロールできない。そして問題なのは、パワーをもっている者はその非対称に気づきにくいということである。私の失敗はそういときに起こる。逆にいえば、社会的包摂に関与する場合、排除する/されるという関係性について十分注意を払いながら非対称性に気づき、自覚的に克服していくことが重要なのである。

その非対称性に気づかないのは、排除されている人は声をあげにくく、またその声が聞こえないからでもある。声なき声(silent majority)という言葉は、1969 年にアメリカのニクソン大統領が使ったといわれ、もの言わぬ多数派を示している。しかしここで使いたいのは silent minority という言葉である。社会的包摂ということを考えるのなら、第1に取り組むべきことは、そういう声なき声に耳を傾ける感性、センスを、個々人そして社会全体が磨いていくことが肝要である。そして、アートはここに関与できる。なぜなら、アートはコミュニケーションと深くかかわり、色々な方法で声を届けるメディアとしての働きを特徴としているからである、

さて最後になるが、読者のなかには、「むすび」の事例は分かりやすいが、神楽の 事例はどう「都市研究の最前線」につながるのか、判然としない方もいるだろう。 少し説明をして本章を閉じたい。

鵜鳥神楽は震災以前は地域の中核芸能としての役割を果たしていた。しかし、被 災後は地域コミュニティの崩壊によって活動全体の洗い直しを迫られた。本章では、 人々を繋ぎ合わせる力に着目したが、地域全体の復興のためのエンジンとしてはあ まりにも小さいのは確かである。神楽を支えるコミュニティの復興はなかなかまま ならない。そこで神楽が訪問する「神楽宿」の大胆な転換の模索が始まった。その ひとつが、関西に招聘して関西の人々によって神楽を支ようというアイデアである。 大阪市立大学都市研究プラザは 2011 年 12 月に鵜鳥神楽を招聘し、大阪と神戸で公 演を主催し、翌年には追手門学院大学がこれに続く。これまでに7度の関西公演を 重ね、関西にも鵜鳥神楽のファンが確実に増えてきた。岩手の神楽は予想もしない 関係を関西と築き始めているのである。神楽がやってくる限り震災を忘れることは ないだろう。さらにもうひとつの試みは、東京からの神楽見学のツアーを旅行社と 提携してつくったということである。2013年から始めたもので、これもまた東京の 人々が岩手の神楽を支える構造になっている。このような遠隔地交流は震災があっ たからこそ、思わぬ形で実現したものである。都市と過疎地域がどのような形で関 係をもてるのかという実験であるともいえる。このように、鵜鳥神楽はいまや様々 な都市とのかかわりもつメディアになっているのである。

#### 参考文献

阿部彩 (2011) 『弱者の居場所がない社会』講談社現代新書.

Bishop, Claire (2004) 'Antagonism and Relational Aesthetics', "OCTOBER" MIT Press, 51-79. (=2011, 星野太訳「敵対と関係性の美学」, 表象文化論学会編『表象』75-113 頁.) Bourriaud, Nicolas "Esthetique relationanelle, Les presses du reel, 1998.

Helguera, Pablo (2011) "Education for Socially Engaged Art" Jorge Pinto Books. (= 2015 アート&ソサエティ研究センター SEA 研究会訳『ソーシャリー・エンゲイジド・アー ト入門』フィルムアート社.)

岩田正美(2008)『社会的排除』有斐閣.

中川眞(2013)『アートの力』和泉書院。

Percy-Smith ed. (2000) "Policy Responses to Social Exclusion: Towards Inclusion?" Open University Press.

Said, Edward W. (1994) "Representations of the Intellectual: The 1993 Reith Lectures". Vintage. (=1998, 大橋洋一訳『知識人とは何か』平凡社.)

# 第 13 章 都市の社会的包摂/排除に向き合うアートマネジメント ー横浜市黄金町の事例を通じてー

越智 郁乃

#### 1. 錯綜する「包摂」と「排除」

近年、さまざまな社会的問題の解消や対処にアートが活用され始めている。例えば大阪では、ニートや引きこもり、派遣勤務など、労働一般から阻害されがちな若者とアーティストが関わる中で、自己表出能力を磨き、社会との交わりを回復していくような事業が実施されている。このような事例を通じ、中川眞は社会的問題にアートを投入し、解消を図っていくなかで新たなアートを生み出すという過程を「社会的包摂に向き合うアートマネジメント」と呼んでいる。(中川 2009)。

一方で、これまで福祉施設や教育機関など社会的排除を経験してきた人々の「包摂」を目的とした場について仔細に見てみると、排除された人々をそこにとどめおく場に転換しているという指摘がある。従来、国家は、対象となる人々を一時的に「全制的施設」(ゴフマン 1984)に隔離し、教育・訓練・治療などの「対処」を行うことで社会的に包摂しようとしてきた。こられの場所に共通しているのは、「大量の人々をビューロクラティックに組織して、多くの人々の人間としての要求をまとめて処理すること」(ゴフマン 1984)にあり、それを可能にするためには全制的施設を構成する「監督される側と監督する側の間に根本的な裂け目がある」という。全制的施設とは、まさに個別の身体の分離・拘束・分類・監視・規律・訓練を通じた「自律的な主体」形成が行われる場であり、全制的施設を含む様々な社会的包摂/排除の現場では、そこに関わる様々な「当事者」が公権力や市場と切り結びながら、生きる場を創るための営みを行っている。すなわち「排除」と「包摂」は二項対立的というより錯綜し、何が排除で何が包摂なのかが自明でない状況にある(内藤 2014)。このような問題は、同じく社会的包摂に向き合おうとするアートマネジメントの現場ではどのように現れているのだろうか。

上記の問題意識を踏まえ、本章では、横浜市黄金町及び NPO 法人黄金町エリア

マネジメントセンターの取組みを事例に、地区の再生という社会課題にアートが投 入される現場で、いかなる「排除」がどのように構築されてきたのか、何が「包摂」 されようとしているのかを明らかにする。その上で、黄金町の再生を図るためのア ートマネジメントの可能性について検討を加えることで、他地域を含めた社会的包 摂/排除に向き合うアートマネジメントの展開に資することを目指す。

## 2. 「売買春と麻薬のまち」から「アートのまち」へ

文化芸術による地区の再生を目指して年一回の「黄金町バザール」などのアート イベントが行われている横浜市黄金町は、これまで「売買春と麻薬のまち」として 知られていた。

第二次世界大戦終戦間際の横浜大空襲では壊滅的な被害を受け、戦後は隣接する 関内関外地区の多くが米軍に接収された。接収を免れた黄金町や隣の野毛地区には、 行き場をなくした伊勢佐木町や長者町の商家が移り住み、闇市と職業安定所のあっ た野毛では、戦後復興を支える滞湾労働者らが多く集まるとともに簡易宿泊所が建 設された。艀を改造した「水上ホテル」も黄金町の目の前にある大岡川に係留され たという (鈴木 2014)。

昭和30年代になると、この地区で麻薬の売買、非公認の売春行為が行われるよう になる。黒濹明監督の映画『天国と地獄』には黄金町が絶望的な麻薬街として描か れ、地区の住民の就職や縁談にまで影響が出るようになっていた。 昭和30年代後半 には警察と住民による麻薬撲滅運動へとつながり、終息していったが、売春は次第 に産業化が進み、不法滞在の外国人労働者や人身売買、エイズ問題に発展した(鈴 木 2014)。

2003 年、住民らが環境浄化推進協議会を設立し、2005 年には行政と警察による一 斉摘発と徹底した取り締まりが行われた。その後、大量に発生した空き店舗、空き 室によって「ゴーストタウン」化した黄金町再生のために、「アート」が用いられた。 横浜市の主導により、京急線ガード下や空き店舗にアーティストのためのスタジオ が整備され、2008年からは発表の場として「黄金町バザール」が開催されるように なった(斉藤2013、鈴木2014)。

#### 2-1 何を「排除」し、何を「包摂」するのか: 黄金町での問い

上述したように、黄金町の再生に向けて麻薬売買と風俗産業に対峙していくためは、行政と警察という公権力が不可欠であった。町の一角にはその象徴ともいえる新しい交番ができ、日常的な監視が行われている。それが、「アートの町」を訪れた人に少なからず影響を及ぼしている。

2012 年、かつて売春街であったという経緯を踏まえて「黄金町バザール」を訪れた斉藤誠は、巡回中の警察官の視線に耐えながら黄金町を歩いた際の違和感を以下の様に述べている。

「アート=健全/売春=不健全」というコードを頭に埋め込み、常に作動させておかないと、たちまち自分が『怪しい人間』と見做されてしまうような感じ。(中略) 行政・警察の権力の作動なしに黄金町バザールは成立し得ない。このような事情を知らなければ、いたって素直にアートを楽しめたかもしれない。しかし、一旦知ってしまった以上は、過去にまちから排除されてしまった人々の陰なしに物事をみることは難しい」(斉藤 2013)

斉藤は、作品にピンク色の光を使ったことで「(売春宿の) ネオンを連想させる」として地域住民により変更を求められたエピソードをひきながら、人に不快感を与えるような作品が見当たらないと指摘する。住民感情を考えるとそのような反応も無理からぬことであろう。しかし、売春を行う女性たちが入っていた「ショーケース」に今度は「おしゃれでかわいいアート」がおさまっている。そこにはアーティスト、またはマネジメントをおこなうアート NPO、さらには観る「我々」までもが入っているのではないか(斉藤 2013)。

斉藤が指摘するように、売春を行っていた女性らを排除した黄金町には暗い歴史を惹起させるような作品は不要、という「二重の排除の構図」がある。しかし、排除されてきたのは「買春」と「その暗い歴史」だけではない。実際は「住民」自身が排除されてきたという経緯がある。

発端は1995年の阪神淡路大震災にある。京浜急行電鉄が震災に備えて高架線の補 強工事を行った際、高架下の売買春を行う違法営業100店舗が立ち退きのため移転

して地区内に拡散した。それに加え、さらに営業を始める店も増え、違法店舗は250 を超えた。町の雰囲気は悪くなり、地元商店や古くからの住民が他地域に移るとい う事熊にまで至った。土地が売れれば、さらに違法な店が町内に一気に広がる恐れ がある。黄金町では町内会長が住民らに売らないように説得するなどの行動を起こ す一方で、周辺の町内会とも連携を呼びかけ、行政や警察、マスコミを巻き込みな がら、2003年の環境浄化推進協議会の設立とその後の浄化作戦にまで至った(島原・ 荒木・成田 2014)。

このように「売春街」と「住民」は互いを排除してきた。しかも、麻薬と売買春 の背後にある組織の力が住民に恐怖を与えたことを考えると、単純な一対一の排除 の構造ではない。それゆえ、ようやく浄化作戦が功を奏して町の再生まで進んだこ とは、これまで排除されてきた住民が自らを町の中に位置づけなおす、自らの「包 摂」であったといえる。

## 3. 社会的包摂/排除に向き合うアートマネジメントの可能性

黄金町での排除/包摂の構造を踏まえ、この町の再生を図るときにいかなるアート マネジメントの可能性がありうるのだろうか。これまで、NPO 法人黄金町エリアマ ネジメントセンターが行ってきた活動に関する筆者の聞き取り調査を踏まえて、以 下の2点にまとめたい。

## 3-1 売春街の痕跡を含む町の記憶の捉えなおし

現在、黄金町で作品展示に用いられる場所の多くが、売買春が行われていた違法 店舗の長屋である。内部は、かつて「ちょんの間」と呼ばれた1~2畳の部屋と部 屋をつなぐ狭い廊下と急な階段で構成されている。売春を想起させる作品に対して 住民の拒否があったことは先述したが、建物自体をアートスペースとして利活用し ていることから、売春街の痕跡は隠しがたいものでもある。その痕跡をどのように 取り扱っていくのかが課題になっている。

それを乗り越えるための手立ての一つが、包括的な歴史認識の中で相対的に地域 史を見直すということだろう。 浄化作戦から 10年の節目に発刊された『黄金町読本 2014』(鈴木編 2014) には、直近の町の過去だけでなく、隣接地区との相互な影響の 中で、戦後の黄金町の変遷を辿る記述が多く見られる。過去の黄金町バザールのアニュアルレポートでは、売春が行われていた店舗を「特殊違法飲食店」と婉曲に表現していたが、2014年版では上述した売買春の急激な増加の経緯なども丁寧に記述されるようになった。

また、黄金町に事務所を構える作家・阿川大樹が著した『横浜黄金町パフィー通り』(徳間書店、2014年)という小説では、主人公である女子高校生を通じて、浄化作戦に関わった町の人々がリアルに描かれている。地域史という公に近い歴史と併せて、フィクションを交えながら町の歴史を著することは、単一の歴史観に収斂されない、多様な町の歴史を語り直すことにつながると考えられる。

NPO法人黄金町エリアマネジメントセンターでは、空き店舗のリノベーションを 進めて利活用する一方で、「ちょんの間」の一つを当時のままに保存している。現在 公開はしていないが、地域史の見直しが進む中で、保存された部屋も町の貴重な資料として開かれる時がくるかもしれない。

#### 3-2 土地の記憶、失われたものについて考える場の提供

直接的に黄金町の歴史を問い直すことではなく、ある土地が持っている記憶や、 すでに失われてしまったものについてどう考えるか、それを作品に表すことで観る 者に問うこともできる。

2015年に黄金町の高架下スタジオサイトAギャラリーで行われた作家・佐々瞬の「とある発掘とリポート、その準備」展は、佐々の出身である仙台市「川内追廻」に関する「調査プロセスや結果」が展示された。戦後の引揚者が多く住んだ同地区では、公園整備を名目にした立ち退き勧告や土地の買取りをめぐって、長らく住民と市が対立していた。インフラの追加整備も認められず、次第に住人が去っていき、現在は荒れた区画が残されている。この地の近くで学生時代を過ごした佐々は、住民へのインタビューを行うとともに、その土地の過去をさかのぼりながら調査を進めた。ギャラリー中央には川内追廻の見取り図となる模型とともに、彼の集めた資料が配された。住宅地以前の旧日本軍第二師団練兵場、伊達藩家臣の屋敷、さらにはメタセコイアの発掘調査報告書にまで行き着き、「土地の過去と地層に蓄積する物

語を掬い上げた口佐々は、数十年後、メタセコイアの研究者となり学会報告を行う。 ギャラリーには、彼が「学会報告」を行うための机とマイク、そして原稿が置かれ ている。その原稿を読み上げる佐々の声がギャラリーに響く。

また、ギャラリーの壁には彼が細かく書いたフィールドノートが日付を追って貼 り付けられた。川内追廻を追った精緻なフィールドノートを読み進めると、あると き現在を追い越して未来になる。最後の日付のノートでは、誰もいなくなった川内 追廻で佐々がキャンプをしながら、過去をふり返る。展示はそこで終わる。

フィクションと現実を交差させるような作品多く発表してきた佐々は、今回の黄 金町での展示についてプランを考えるにあたって黄金町の「歴史」を対象化しよう とした。しかし、作品としては自分の出身地の「排除の歴史」に取り組むことにな った。佐々が川内追廻の過去をさかのぼり、やがてメタセコイアの発掘報告までた どり着いた時、土地の名前は意味をなさなくなる。と同時に、フィールドノートに 記される住宅地のなくなった「未来」の川内追廻は、黄金町の「未来」かもしれな い。阿川の小説にも当てはまるがフィクションと現実の境目を曖昧にした上で、さ らに佐々の作品のような時間軸である土地を眺めたときに、「現在」は相対化される ようでいて奇妙に浮かび上がりもする。

以上のような地域史の問い直しや展示のキュレーションなど、様々な作家や住民、 まちづくりに関わる人々の活動の組み合わせが継続されることが、現在の黄金町に とって重要であると考える。これらの活動が住民やその地を訪れる人にどのような 影響を与えているのか、今後の課題として研究を継続したい。

<sup>1</sup> 展示概要より引用

#### 参考文献

- E.ゴフマン (1984) 『アサイラム 施設被収容者の日常世界』 石黒毅訳 誠信書房.
- 斉藤誠(2013)「安心・安全・おしゃれ空間と排除の構造」太湯雅晴編『まちづくりのためのプロジェクト/黄金町』自費出版.
- 島原彩・荒木絵利加・成田敬祐(2014)「安全安心、住みよいまちをめざして鈴木伸治編『黄金町読本2014』横浜市立大学国際総合科学部鈴木伸治ゼミ.
- 鈴木伸治 (2014)「黄金町とはどういうまちか?」鈴木伸治編『黄金町読本 2014』横浜市立大 学国際総合科学部鈴木伸治ゼミ.
- 中川眞 (2009)「社会包摂に向き合うアートマネジメントーボトムアップのガバナンス形成に向けて」佐々木雅幸・水内敏雄編『創造都市と社会包摂』水曜社.

## 第14章 包摂型アジア都市の実践

ジョン ホンギュ 全 泓 奎

#### 1. 先端都市問題にかんするプロセス・アプローチ

かつてウェーバーは、『都市の類型学』の中で、「都市」が、単なる人や家の集ま りではなく、市場における交換によって需要をまかなっていく、市場都市となって いったことを指摘し、さらに生産者都市と消費者都市とに分けて都市の概念と類型 を論じた(ウェーバー、1985: 3-14)。都市とは、このような形で市場を媒介し交換 と成長を繰り返してきた歴史の産物の一つである。20世紀に入ると経済や資本の動 きが国境を越えた形で自由さや柔軟さを増していくなか、様々な形で都市的な暮ら しに影響を及ぼしてきたことは世界史の教科書をめくるとすぐにわかることであ る。とりわけ1970年代以降、オイルショックをきっかけとした経済成長の停滞と財 政危機の到来によって、多くの先進資本主義諸国において「福祉国家」という制度 を維持していくことが著しく難しくなった。これらによる影響を表す用語として、 「社会的排除」が80年代以降市民権を得るようになった。

「社会的排除」は、特定の人口を統合する方法の一つとしてメインストリーム社 会への参加を重要視している。また、貨幣中心的な貧困概念に代わり、多次元的な 貧困化、という「プロセス」に着目しており、様々な社会の制度や組織の機能不全 による関係性に焦点を当て、それに立ち向かうための「われわれ」の社会の方から の変化 (inclusive society) を導き出すことに矢を向けている。しかし一方では、排 除に向けた戦略が人を対象とした施策に偏りがちで、その受け皿となるメゾの領域 からの視点が欠落している。それは、いわゆる「地域」や「住まい」による排除を もたらし得る。それは、ある特定の地域に生活することによって、その個人や集団 に対する社会的・経済的機会に影響を及ぼす効果であると定義され、そのような地 域にたいする対応が急がれている(全、2015より再引用)。

## 2. 東アジアの都市から包摂型アジア都市論を展望する

近年、西欧型福祉モデルに対する東アジアの福祉モデルについて、とりわけ生産 主義的かつ投資志向的なモデルの観点からその有用性にかんする関心が増えつつあ る。アジア地域の場合、租税による再分配に大きなウェイトを置く欧米の福祉国家 とは軌を逸する福祉モデルで、東アジアの国や地域が辿ってきた開発主義のシステ ムと社会福祉領域の統合モデルとも言われており、これらの議論の柱となっている のが、政府主導による開発主義戦略である。それは、戦後期の東アジア地域の目覚 ましい経済的進歩は、古典的なリベラリズムに近似したものの産物ではなく、統治 された市場を生み出す国家主義的要素によるものであったということに着目した概 念である。アジア通貨危機後に再評価され、再び強調されるようになった。東アジ アの国々は、西欧福祉国家から区別される共通の特徴を持っている。例えば、儒教 という共通の文化、個よりも集団の重視、経済的配慮の優先、公的福祉への抵抗感、 家族主義、西欧的アプローチへの嫌悪感等である。このような共通の特徴を持つ東 アジア諸国の社会政策を包括する概念として、とりわけ日本をはじめ香港、シンガ ポール、韓国、台湾に対し、「生産主義的福祉資本主義モデル」として論じている研 究も注目に値する(Holliday,2000)。これらの国々は、社会政策が経済成長に圧倒的 にまた明示的に従属しており、福祉を向上させる最善のルートとして、「経済第一主 義」(economic first) と成長および完全雇用に力点がおかれている(表1参照)。福 祉は経済的目標に従属し、よりいっそうの経済発展を達成するために利用される。 つまり、福祉は経済発展を支援するものであって、阻害するものとはみなされない (ホリデイ・ワルディング、2007)。

表 14-1 東アジアにおける社会経済政策に対する政府支出(1980~2000 年代)

	教育				健康				社会保障			経済開発				
	80年代	90年代	2000年代	平均												
日本	9.3	15	12.4	12.2	13.6	20.6	22.2	18.8	18.8	18.6	23.6	20.3	7.4	8.9	9.3	8.5
韓国	18.5	17.9	14.9	17.1	1.7	1.1	0.8	1.2	7	9.6	17.1	11.2	19.3	22	21.9	21.1
台湾	5.2	9.2	11.5	8.6	1.6	0.6	1.3	1.1	15.2	22.3	23.8	20.5	16.7	18.4	19.2	18.1
香港	16.4	17.9	20.7	18.3	8.4	11.3	12.4	10.7	5.3	7.4	12.4	8.3	22.3	18.6	18.6	19.8

出所: Mason (2016:22) 表2-1を再構成

# 3. 東アジア都市の社会的不利地域における居住貧困をめぐる実態と 取り組み

以下では、東アジアにおける、都市内の不利や社会的排除にかんする実態とその 解決に向けた取り組みについて紹介する。

#### 3-1 見え隠れするソウル市の居住貧困

ソウル市の低所得層の居住空間として「チョッパン」と「コシウォン(考試院)」 が挙げられる。「チョッパン」とは、都心部に位置する、いわゆる「簡易宿泊所」で ある。居住者は日雇い業に就く単身男性が多く、仕事へのアクセスの良さ故に居住 している。高齢者と生活保護受給者の割合が高く、それに伴う社会サービスへのニ ーズが非常に高いなどの特徴が指摘されている。 なお、 居住者同士の社会的関係の 希薄さによる、関係性の貧困問題も指摘されている。「コシウォン」は、1980年代、 ソウル市内の公務員や司法試験の受験生の集まる地域を中心に現れた居住施設であ る。もともとはレンタル学習室として運営されていたが、90年代後半の経済危機を 契機に居住空間として転用されるようになった。旅館などの宿泊業に分類される施 設は商業地域でしか立地できないが、コシウォンの場合、「第2種近隣生活施設」と なっており許容範囲が広い。ここ数年、頻繁に起きた火災事件などが社会問題化さ れるまでは、特別な許可無しに届け出だけで簡単に営業ができる自由業種であった。 そのほとんどは、トイレ、浴室、キッチンが共同で、横幅80~90cmの狭い廊下を挟 んで部屋が並んでおり、防火設備が整っておらず、火災が発生したら避難が難しい 構造となっている場合が多い。

以上で紹介した居住地域及び住居は、非可視的かつその居住実態の本質がいまだ 明らかになっていない地域がほとんどである。このような居住困窮層に対し、近年 行政施策として注目されるのが、「買い上げ賃貸住宅事業」である。2004年より「単 身世帯向けのモデル事業」として実施されはじめた同事業は、都心内に散在する民 間の集合住宅を買い上げ、公的住宅として供給する事業である。2005年以降全国に 拡大し施策対象もチョッパンやシェルター退所者まで含む形で拡大した。この事業 の最も大きな特徴は、いわゆる韓国版ハウジングファースト(HF)モデルであること だ。これは施設を前提としない支援プログラムで、既成市街地にある民間の住宅を

公共住宅としてストック化し、民間団体に指定管理を委ね、就労支援や相談、各種社会サービスとの連携の下、複合的な居住支援を展開するものである(全、2012)。近年の新たな取り組みとしては、低所得層をはじめ若年単身者の居住貧困問題が注目されるなか、ソウル市が先陣を切り、上記で取り上げた考試院などを改修して「準公共住宅」として位置づけ、「社会住宅」供給事業へと乗り出したのが特徴的である。

#### 3-2 居住貧困への取り組みに消極的な台北市の住宅政策

台湾政府は、これまで社会的弱者の住宅問題を放置し続けてきた。「(貧困層を対 象とする)平価住宅」、「賃貸用国民住宅」、「女性保護住宅」、「老人住宅」、「原住民 住宅」など社会的弱者のための住宅は、全国の総住宅戸数のわずか0.08%に過ぎない。 所得格差の拡大にも関わらず、低所得層の住宅問題に対する政府の関心は低い。「平 価住宅」は、台北市が貧困世帯向けに提供している住宅であり、政府が所有権をも つ公共賃貸住宅である。現在約1,500戸のストックがある。住宅の質が低い点、貧困 層が集中している点、住宅管理がずさんなために住環境が悪化している点、入居者 が貧困の悪循環に陥っている点など、問題が多い。次に、「賃貸用国民住宅」は、政 府が提供する公共賃貸住宅で、主に台北市に集中している。約3,800戸のストックが あるが、住宅管理が良好だとは言い難い。ほかにも、撤去にともなう補償住宅(「整 建住宅」)がある。公共事業のために立ち退きを余儀なくされた人々に台北市が提供 した住宅であり、居住者が住宅の所有権を持つ。ストックは約1万戸ほどだが、居 室面積が狭く、住環境が劣悪であり、現在は建て替えの課題に直面している。入居 資格者が特徴的なのは「原住民住宅」である。 これは、 仕事を探すために都市に移 り住んだ「原住民」向けの住宅であり、1991年に制定された「原住民基本法」に基 づいて「原住民」の権利および福利向上を目的とした住宅として供給されている。 しかし、数が絶対的に不足しており、原住民の生活文化との乖離による青少年問題 および住宅損壊行為など、様々な問題が起きている。このような住宅は、主に台北 都市圏(台北市、新北市)において小規模で供給されているに過ぎない(写真14-1参 照)。台湾の民間団体は、上記のような住宅問題に対する政府対応を引き出すため、 2010年に「社会住宅推進連盟」を結成した。この連盟は、少年権益連盟、老人福利 連盟、エデン基金会、コミュニティ居住連盟、社会福利総連合会、リハビリの友連 盟、都市改革組織(OURS)、崔媽媽基金會などで構成されており、積極的なロビー活 動、講演活動、および政策提言を行っている。同連盟は、社会的弱者の居住権と人 権を守るため、住宅市場から排除された貧困層を救済する社会住宅の供給を今後の



写真 14-1 新北市内の原住民住宅の外観。正門 には原住民の部族のシンボルがデザインされて いる。

出所:筆者撮影

住宅政策の最優先課題とするよう 政府に要求している。また、社会 福祉サービスと経済的補助が連携 する安定した住宅運営方式の実現 に向けて、社会住宅関連法制の整 備を要求しており、国レベルでの 「住宅法」と自治体レベルでの「住 宅自治条例」の早期制定を目標と して活動を進めている。

## 3-3 急増する香港市の間仕切り住宅

近年、香港では、安価な民間賃貸住宅における居住貧困が社会問題となっている。 こうした居住貧困のしわ寄せを受けているのが、一人暮らしの高齢者、移民、そし てホームレスの人々である。香港の場合、人口の約50%が公共賃貸住宅に居住してい



写真 14-2 香港のルーフトップ (屋上小屋) 出所:筆者撮影

るが、公共賃貸住宅への入居権を 持たない新移民や公共賃貸住宅へ の入居において優先順位が低い単 身者は、民間の住宅市場に頼らざ るを得ない。香港の産業構造は、 1980年代以降、サービスおよび金 融業を中心とする形へ再編され た。これに伴い、都市の市街地の 再開発が加速したため、安価な住 宅の減少と家賃の高騰が著しく、 低所得層の住居問題が深刻化し

た。以下は、民間の住宅市場での居住貧困の実態を表象する住宅形態の例である。

まず、「ルーフトップ(屋上小屋、Roof top Hut)」と言われる住居で、その名の通り、建物の屋上に設けられた住まいである(写真14-2参照)。安価な住宅への需要増大と1998年までの家賃統制を背景に、所有主の収益確保の手段となってきた。ルーフトップは、建築法には違反しているが、事実上黙認されている。階段が一つしかないなど、災害発生時に危険な住居でない限り、取締りのリスクが低い。1棟あたりの入居世帯は平均3~6世帯がほとんどだが、30世帯以上が居住している場合もある。入居者としては3人以上の世帯が多く、失業者、病人、高齢者、移民、公的扶助(CCSA)受給者の割合が圧倒的に高い。2006年現在の住民は3,962名で、2001年の16,359名から激減している。その理由は、1996年と1997年に2回発生した火災で多くの死者を出したのをきっかけとした、行政のクリアランスが背景にある(Ernest,2008)。次に、間仕切りアパート(Subdivided Flats)と呼ばれる住居(「キュビカル」や「ベッドスペースアパート、ケージホーム」等)で、部屋をさらに間仕切りして極

端に狭い空間で居住する形態である。こうした住居は、低賃金の仕事が集まる港湾 地域や工業地帯に近い都市地域に見られる。こうした地域の住民には日雇労働者を はじめとする低所得層が多く、他の地域より公的扶助の受給率が高い。また、中国 本十からの移民をはじめ、一人暮らしの高齢者や移住労働者が多数居住している。 近年は中国からの資本流入を背景にこれらの地域を対象とした再開発により、家賃 が上昇している(コルナトウスキ, 2012)。

香港では政府の一貫した「非関与政策」のため、公共賃貸住宅の入居待機者が増 えている。入居待機件数は、2007年の107,000件から2012年の210,400件へと、わず か5年間で倍増した。平均待機期間は2.7年と長く、3年以上の待機者が15.000名ほど である。2007年以降の5年間の公共賃貸住宅建設戸数は75,000戸であり、年平均では 15,000戸に過ぎない。2013年の市政報告によれば、以後5年間の建設予定戸数も 75,000戸とされている。住宅供給が低調な中、居住貧困層は不適切な住まいでの超 過密な生活を強いられている(大阪市立大学都市研究プラザ、2013)。

## おわりに

以上、本章では東アジアの大都市における居住貧困の実態とその解決に向けた実 践的な試みの事例を考察した。 各国に共通しているのは、 劣悪な住居と不安定な居 住が組み合わさった状態で居住貧困が深刻化あるいは再生産されている点である。 また、住宅政策が依然として経済政策関連で実施されているため、問題の解決に向 けた実践的取り組みは、民間部門が中心となって進められている。本章ではこれら の事例を概観するにとどまったが、今後は、各都市の実態および取り組みについて の知見を共有しつつ、アジアの都市における居住福祉政策の発展、民間活動の交流 拡大に資する機会を探りたい。筆者の所属する大阪市立大学都市研究プラザは、東 アジアの大都市を中心とする包摂都市(Inclusive City)ネットワークづくりを進めて

おり、2011年より、台北(第1回)、ソウル(第2回)、大阪(第3回)、香港(第4回)、台北(第5回)と、各都市の持ち回りでワークショップを開催している(第6回は、2016年にソウルで開催予定)。回を重ねるごとに参加者が増えており、研究者をはじめ、地域の活動家、行政の実務家など参加者の幅も広がっている。このような理論と実践における各分野の学知と実践知の交流機会を拡大していくことを通じて、大都市に潜む先端的な都市問題を解決する都市研究の最前線に、「包摂都市」モデルの方向性を検討する都市間の往還的なプラットホームの構築を進めていきたい。

#### 参考文献

- 大阪市立大学都市研究プラザ(2013)『第3回東アジア包摂型都市ネットワークの構築に向けた 国際ワークショップ:脆弱都市から包摂都市へ』.
- コルナトウスキ・ヒェラルド (2012)「香港のインナーシティにおける民間低家賃住宅のマージ ナル化と住宅困窮問題」日本居住福祉学会、『居住福祉研究』 (13) 62-80 頁.
- 全泓奎(2015)『包摂型社会:社会的排除アプローチとその実践』法律文化社.
- 全泓奎 (2012) 『韓国・居住貧困とのたたかい: 居住福祉の実践を歩く』 東信堂.
- ホリデイ・ワルディング編 (2007)『東アジアの福祉資本主義―教育、保健医療、住宅、社会保障の動き』法律文化社
- マックス・ウェーバー (1985) 『都市の類型学』 創文社
- Ernest Chui (2008) Rooftop Housing in Hong Kong: An Introduction in Rufina Wu/Stefan Canham, *Portraits from above: Hong Kong's Informal Rooftop Communities*, Peperoni Books, 246-259.
- Holliday Ian (2000) Productivist Welfare Capitalism: Social Policy in East Asia, POLITICAL STUDIES VOL 48,706–723.
- Mason M. S. Kim (2016) Comparative Welfare Capitalism in East Asia: Productivist Models of Social Policy, Palgrave Macmillan.

## 著者紹介

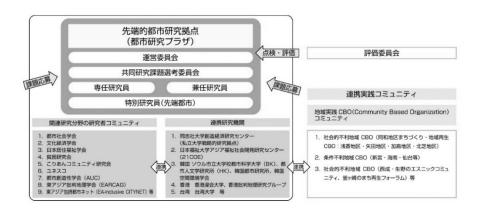
- (1章) 阿部 昌樹 (あべ まさき) 大阪市立大学都市研究プラザ所長/法学研究科教授
- (2章) 岡野 浩 (おかの ひろし) 大阪市立大学都市研究プラザ教授/経営学研究科教授
- (3章) 水内 俊雄 (みずいち としお) 大阪市立大学都市研究プラザ副所長 / 文学研究科教授
- (4章) 阿久澤 麻理子 (あくざわ まりこ) 大阪市立大学大学院創造都市研究科教授
- (5章) 穂坂 光彦 (ほさか みつひこ) 日本福祉大学アジア福祉社会開発研究センター長
- (6章) 水野 有香 (みずの ゆか) 名古屋経済大学経済学部准教授
- (7章) 鄭 栄鎭(ちょん よんぢん) 大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員
- (8章) 中山 徹 (なかやま とおる) 大阪府立大学人間社会学部教授 /教育福祉学類教授
- (9章) 布川 日佐史 (ふかわ ひさし) 法政大学現代社会福祉学部教授
- (10章) 上田 假奈代 (うえだ かなよ) NPO 法人こえとことばとこころの部屋代表 / 大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員
- (11章) 山田 創平 (やまだ そうへい) 京都精華大学人文学准教授
- (12章) 中川 眞(なかがわ しん) 大阪市立大学国際センター所長/文学研究科教授
- (13章) 越智 郁乃 (おち いくの) 兵庫県立大学地域創造機構特任助教
- (14章) 全 泓奎(じょん ほんぎゅ) 大阪市立大学都市研究プラザ教授

## 先端的都市研究拠点「共同利用・共同研究拠点」事業の概要

共同利用・共同研究拠点事業は、大学等から研究者が集まり、共同利用・共同研究を行う「全国共同利用」のシステムです。平成27年4月1日現在、文部科学省に認定された拠点は、国立大学77拠点、公立大学3拠点、私立大学19拠点の計99拠点に及んでおります。

大阪市立大学は、建学の精神「大学は都市とともにあり、都市は大学ととも にある」を受け継ぎ、「都市を学問創造の場としてとらえ、都市の諸問題に英 知を結集して正面から取り組み、教育及び研究の成果を都市と市民に環元し、 地域社会及び国際社会の発展に寄与してきました。市民のみなさんとともに、 都市の文化、経済、産業、医療などの諸機能の向上を図り、真の豊かさの実現 をめざす」ことを理念に掲げ、都市や地域の研究に対する総合的かつ学際的な 都市研究の領域を領導してきました。教育の基本方針も「都市・大阪を背景と した市民の大学という理念に立脚」するとしています。本学の建学精神を基礎 とする都市研究プラザ(以下、URP)は、グローバルCOE「文化創造と社会的包 摂に向けた都市の再構築」(平成 19 年度~平成 23 年度)を推進し、独自に築 いた海外センター・海外オフィスを始めとする国際的な研究者コミュニティの ネットワークとの協力の下、文化創造と社会的包摂、アートによる災害復興等、 学際的かつ広範囲の分野に渡る研究実績を重ねてきました。今回、URP がイニ シアチブを取り、これまでの国際的な地域連携型学知と実践知のプラットフォ ームによる研究活動の蓄積によって育まれた、国内外の包摂型現場ネットワー ク、幅広い域外・越境ネットワークの活用による共同研究活動を最大限活かす 形で、「共同利用・共同研究拠点」の公募に臨み採択され、平成26年4月21 日付けの事業開始となりました。

本事業では、これまで蓄積してきた研究や学術資源を、さらに地域や一般社会、かつ連携研究機関と共有・協力していくプロセスを重視し、各連携研究機関が積み上げてきた都市研究における先端的取り組みをスケールアップしていくための連携型拠点として整備を図っていきます。これらの取り組みを通じ、世界及びアジアの都市をフィールドに据え、文化創造と社会包摂に資する先端的都市論を構築する共同研究と研究拠点の形成を行う中で、「21 世紀型のレジリアント(復元力に富んだ)都市」のあるべき理念モデルと実践モデルを彫琢していくことが期待されています。



平成27年度先端的都市研究拠点「共同利用·共同研究拠点」 公募型共同研究一覧								
No.	研究テーマ	略称	代表者	所属				
1	包摂都市モデルと都市間ネットワークの構築に向けた第5回東アジア包摂都市 ネットワーク・ショップの台湾開催への参画	東アジア包摂都市	中山徹	大阪府立大学人間社会学部				
	地域を支える社会的企業の仕事づくりと生活困窮者地域移行支援の課題:包摂型社会の形成を促す現場ブラットホーム構築に向けた共同研究	包摂型社会形成	水野有香	名古屋経済大学経済学部				
3	まちづくり型地域福祉のための拠点とネットワークのマネジメント	まちづくり型地域福 祉	穂坂光彦	日本福祉大学アジア福祉社 会開発研究センター				
4	地域が抱える健康・貧困リスク問題への学術的視点	生活困窮者支援	布川日佐史	法政大学現代福祉学部				
5	地域共同のまちづくりによる社会的不利地域の再生に向けたアクションリサーチ	社会的不利地域再 生	阿久澤麻理子	大阪市立大学大学院創造都 市研究科				
	政策変動下における居住福祉セーフティネット再編を先導するNPOによる実践 モデルの開発研究	居住福祉セーフティ ネット	垣田裕介	大分大学大学院福祉社会科 学研究科				
7	都市におけるエスニックコミュニティの地域資源を活かしたまちづくりに関する研究	エスニックコミュニ ティ	中西雄二	東海大学文明学科				
8	釜ヶ崎美学会の立ち上げ〜生きることの尊厳の美をたずさえて	釜ヶ崎美学会	猪瀬浩平	明治学院大学教養教育セン ター				
9	記憶の風化に抗する芸術文化協働のモデル構築	芸術文化協働	見市建	岩手県立大学総合政策学部				
10	マイノリティをエンパワーするアート〜LGBTの権利獲得運動におけるアートの役割	マイノリティ・アート	山田創平	京都精華大学人文学部				
	都市における社会的包摂型アーツマネジメントと社会資源:大阪市西成区と横 浜市黄金町の比較を通じて	社会的包摂型アー ツマネジメント	越智郁乃	兵庫県立大学地域創造機構				

## URP「先端的都市研究」シリーズ8

# 市大都市研究の最前線

## --公募型共同研究による連携講座 2015---

2016年3月30日 初版第1刷発行

編著者 大阪市立大学都市研究プラザ

発 行 者 大阪市立大学都市研究プラザ

〒558 - 8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138

TEL 06 (6605) 2071 FAX 06 (6605) 2069

編集印刷 有限会社テル・クリエイト

©2016 by 大阪市立大学都市研究プラザ

Printed in Japan

ISBN978-4-904010-23-5

